

頁	修正前	修正後	備考				
1~ 5	<p>第2編 風水害対策</p> <p>第1章 総則（略）</p> <p>第1節 計画の目的（略）</p> <p>第2節 これまでの風水害被害</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 高潮</p> <p>(1) 概要（略）</p> <p>(2) 有明海沿岸の主な高潮災害</p> <p>ア 1956（昭31）年8月17日（台風第9号）（略）</p> <p>イ 1985（昭60）年8月31日（台風第13号）</p> <p>台風が通過の際満潮と重なり、大浦でT.P上<u>3.21m</u>、湾奥の住ノ江では4.81mに達する高潮を観測した。</p> <p>（略）</p>	<p>第2編 風水害対策</p> <p>第1章 総則（略）</p> <p>第1節 計画の目的（略）</p> <p>第2節 これまでの風水害被害</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 高潮</p> <p>(1) 概要（略）</p> <p>(2) 有明海沿岸の主な高潮災害</p> <p>ア 1956（昭31）年8月17日（台風第9号）（略）</p> <p>イ 1985（昭60）年8月31日（台風第13号）</p> <p>台風が通過の際満潮と重なり、大浦でT.P上<u>3.22m</u>、湾奥の住ノ江では4.81mに達する高潮を観測した。</p> <p>（略）</p>	データ処理手法の見直しより（佐賀地方気象台）				
9~ 17	<p>第2章 災害予防対策計画</p> <p>第1節 安全・安心な県土づくり</p> <p>第1項 県土保全施設の整備（略）</p> <table border="1" data-bbox="210 1436 1427 1619"> <tr> <td data-bbox="210 1436 635 1619">第2項 公共施設、交通施設等の整備</td> <td data-bbox="635 1436 1427 1619">国、県警察、市町、消防機関、道路管理者、鉄道事業者、港湾管理者、漁港管理者、県（危機管理防災課、農山漁村課、建築住宅課、空港課、道路課、港湾課、資産活用課、教育総務課）</td> </tr> </table> <p>1 公共施設等（略）</p> <p>2 交通・通信施設</p> <p>主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設について、当該施設の管理者は、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保、風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。</p>	第2項 公共施設、交通施設等の整備	国、県警察、市町、消防機関、道路管理者、鉄道事業者、港湾管理者、漁港管理者、県（危機管理防災課、農山漁村課、建築住宅課、空港課、道路課、港湾課、資産活用課、教育総務課）	<p>第2章 災害予防対策計画</p> <p>第1節 安全・安心な県土づくり</p> <p>第1項 県土保全施設の整備（略）</p> <table border="1" data-bbox="1469 1436 2686 1619"> <tr> <td data-bbox="1469 1436 1893 1619">第2項 公共施設、交通施設等の整備</td> <td data-bbox="1893 1436 2686 1619">国、県警察、市町、消防機関、道路管理者、鉄道事業者、港湾管理者、漁港管理者、県（危機管理防災課、農山漁村課、建築住宅課、空港課、道路課、港湾課、資産活用課、教育総務課、<u>防災航空センター</u>）</td> </tr> </table> <p>1 公共施設等（略）</p> <p>2 交通・通信施設</p> <p>主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設について、当該施設の管理者は、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、<u>海上・航空交通ネットワークの機能強化</u>、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保、風水害に対する安全性の確保に努め</p>	第2項 公共施設、交通施設等の整備	国、県警察、市町、消防機関、道路管理者、鉄道事業者、港湾管理者、漁港管理者、県（危機管理防災課、農山漁村課、建築住宅課、空港課、道路課、港湾課、資産活用課、教育総務課、 <u>防災航空センター</u> ）	国基本計画にて修正
第2項 公共施設、交通施設等の整備	国、県警察、市町、消防機関、道路管理者、鉄道事業者、港湾管理者、漁港管理者、県（危機管理防災課、農山漁村課、建築住宅課、空港課、道路課、港湾課、資産活用課、教育総務課）						
第2項 公共施設、交通施設等の整備	国、県警察、市町、消防機関、道路管理者、鉄道事業者、港湾管理者、漁港管理者、県（危機管理防災課、農山漁村課、建築住宅課、空港課、道路課、港湾課、資産活用課、教育総務課、 <u>防災航空センター</u> ）						

頁	修正前	修正後	備考				
17 18	<p>また、道路管理者及び鉄道事業者は、道路と鉄道が近接する区間においては、落石等により災害が発生した場合は、必要に応じ、関係機関に情報を速やかに提供し共有化を図る。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 港湾・漁港 港湾及び漁港の管理者は、風水害時に、緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、港湾及び漁港施設について、高潮や強風による波浪に対する安全性を確保するための整備に努める。 <u>(追加)</u></p> <p>(4) 空港・臨時ヘリポート 県は、佐賀空港について、風水害時における他県からのヘリコプター・航空機での応援基地として、また、緊急物資や人員の空輸の拠点としての活用を図る。また、県、市町は、災害応急対策に必要な人員、物資等の集積拠点となる輸送拠点施設等に、災害時に活用できる臨時ヘリポートを整備するよう努める。</p>	<p>るものとする。</p> <p>また、道路管理者及び鉄道事業者は、道路と鉄道が近接する区間においては、落石等により災害が発生した場合は、必要に応じ、関係機関に情報を速やかに提供し共有化を図る。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 港湾・漁港 港湾及び漁港の管理者は、風水害時に、緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、港湾及び漁港施設について、高潮や強風による波浪に対する安全性を確保するための整備に努める。 <u>港湾管理者は、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。</u> <u>また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域及び海上施設周辺海域に面する港湾道路において、船舶の走錨等による事故を未然に防止するため、必要に応じて、防波堤及び防衝工の整備を行うものとする。</u> <u>なお、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するものとする。</u></p> <p>(4) 空港・臨時ヘリポート 県は、佐賀空港及び防災航空センターについて、風水害時における他県からのヘリコプター・航空機での応援基地として、また、緊急物資や人員の空輸の拠点としての活用を図る。また、県、市町は、災害応急対策に必要な人員、物資等の集積拠点となる輸送拠点施設等に、災害時に活用できる臨時ヘリポートを整備するよう努める。</p>	<p>国基本計画にて修正</p> <p>県防災航空センターの整備に伴う修正</p>				
18～ 20	<table border="1" data-bbox="210 1247 1427 1528"> <tr> <td data-bbox="210 1247 635 1528">第3項 ライフライン施設等の機能の確保</td> <td data-bbox="635 1247 1427 1528">市町、水道事業者等、下水道管理者、工業用水道事業者、九州電力送配電株式会社佐賀支社、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、都市ガス事業者、事業所、県（情報課、産業政策課、関係各所属）</td> </tr> </table> <p>1～3 (略)</p> <p>4 電力施設等の整備 (1) 電力設備の災害予防措置 (略) (2) 電気工作物の巡視、点検、調査等 ア～イ (略) <u>(追加)</u></p>	第3項 ライフライン施設等の機能の確保	市町、水道事業者等、下水道管理者、工業用水道事業者、九州電力送配電株式会社佐賀支社、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、都市ガス事業者、事業所、県（情報課、産業政策課、関係各所属）	<table border="1" data-bbox="1469 1247 2686 1528"> <tr> <td data-bbox="1469 1247 1893 1528">第3項 ライフライン施設等の機能の確保</td> <td data-bbox="1893 1247 2686 1528">市町、水道事業者等、下水道管理者、工業用水道事業者、九州電力送配電株式会社佐賀支社、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、都市ガス事業者、事業所、県（情報課、産業政策課、関係各所属）</td> </tr> </table> <p>1～3 (略)</p> <p>4 電力施設等の整備 (1) 電力設備の災害予防措置 (略) (2) 電気工作物の巡視、点検、調査等 ア～イ (略) <u>ウ 県、九州電力送配電株式会社は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。</u></p>	第3項 ライフライン施設等の機能の確保	市町、水道事業者等、下水道管理者、工業用水道事業者、九州電力送配電株式会社佐賀支社、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、都市ガス事業者、事業所、県（情報課、産業政策課、関係各所属）	<p>国基本計画にて修正（一部変更）</p>
第3項 ライフライン施設等の機能の確保	市町、水道事業者等、下水道管理者、工業用水道事業者、九州電力送配電株式会社佐賀支社、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、都市ガス事業者、事業所、県（情報課、産業政策課、関係各所属）						
第3項 ライフライン施設等の機能の確保	市町、水道事業者等、下水道管理者、工業用水道事業者、九州電力送配電株式会社佐賀支社、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、都市ガス事業者、事業所、県（情報課、産業政策課、関係各所属）						

頁	修正前	修正後	備考				
20	<p>5 電気通信設備等の整備</p> <p>(1) 電気通信設備等の高信頼化 ア～イ (略) <u>(追加)</u></p> <p>(2) 電気通信システムの高信頼化 (略)</p>	<p>5 電気通信設備等の整備</p> <p>(1) 電気通信設備等の高信頼化 ア～イ (略) <u>ウ 基幹的設備設置のため、安全な設置場所を確保する。</u> <u>エ 県、電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 電気通信システムの高信頼化 (略)</p>	国基本計画にて修正(一部変更)				
23	<p>第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</p> <table border="1" data-bbox="210 684 1427 877"> <tr> <td data-bbox="210 684 635 877">第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</td> <td data-bbox="635 684 1427 877">市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、<u>西日本電信電話株式会社佐賀支店、</u>県(危機管理防災課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、関係各所属)</td> </tr> </table> <p>1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備</p> <p>(1) 関係機関相互の連絡体制の整備 (略)</p> <p>(2) 多様な情報収集手段の整備等</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を構築するとともに、ヘリコプター映像伝送システム、ドローン、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、<u>衛星携帯電話、</u>衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るとともに、被災者等に対して必要な情報が確実に伝達・共有されるよう情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。</p> <p>また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入手困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、防災行政無線のほか携帯端末の緊急速報メール機能、防災ネットあんあん、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM)、ワンセグ放送等を活用し、警報等の住民への伝達手段の多重化・多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等	市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、 <u>西日本電信電話株式会社佐賀支店、</u> 県(危機管理防災課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、関係各所属)	<p>第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</p> <table border="1" data-bbox="1469 684 2686 877"> <tr> <td data-bbox="1469 684 1893 877">第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</td> <td data-bbox="1893 684 2686 877">市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、<u>電気事業者、</u>県(危機管理防災課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、関係各所属)</td> </tr> </table> <p>1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備</p> <p>(1) 関係機関相互の連絡体制の整備 (略)</p> <p>(2) 多様な情報収集手段の整備等</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を構築するとともに、ヘリコプター映像伝送システム、ドローン、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を<u>大規模停電時も含め</u>常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るとともに、被災者等に対して必要な情報が確実に伝達・共有されるよう情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。</p> <p>また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入手困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、防災行政無線のほか携帯端末の緊急速報メール機能、防災ネットあんあん、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM)、ワンセグ放送等を活用し、警報等の住民への伝達手段の多重化・多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化<u>とともに災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保</u>に努めるものとする。</p> <p><u>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知</u></p>	第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等	市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、 <u>電気事業者、</u> 県(危機管理防災課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、関係各所属)	電気通信事業者と重複のためNTT削除 国基本計画にて修正 国基本計画にて修正 国基本計画にて修正
第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等	市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、 <u>西日本電信電話株式会社佐賀支店、</u> 県(危機管理防災課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、関係各所属)						
第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等	市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、 <u>電気事業者、</u> 県(危機管理防災課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、関係各所属)						
24							

頁	修正前	修正後	備考
24		<p><u>に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</u></p>	
26	<p>第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</p> <p>市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、 県（危機管理防災課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、関係各所属）</p> <p>1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備 (1)～(4) (略) (5) 県における体制の整備</p> <p>【防災情報連絡系統図】</p>	<p>第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</p> <p>市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、 県（危機管理防災課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、関係各所属）</p> <p>1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備 (1)～(4) (略) (5) 県における体制の整備</p> <p>【防災情報連絡系統図】</p>	<p>県防災航空センターの整備に伴う修正</p>
29～	<p>第2項 防災活動体制の整備</p> <p>県警察、市町、消防機関、防災関係機関、 県（情報課、危機管理防災課、資産活用課、人事課、関係各所属）</p>	<p>第2項 防災活動体制の整備</p> <p><u>国</u>、県警察、市町、消防機関、防災関係機関、 県（情報課、危機管理防災課、資産活用課、人事課、<u>道路課</u>、関係各所属）</p>	

頁	修正前	修正後	備考
30	<p>1 職員の体制</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 人材の育成・確保</p> <p>県、市町及び各防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</p> <p>また、県及び市町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2 防災中枢機能等の確保、充実</p> <p>(1) 災害対策本部室（県危機管理センター）等</p> <p>ア 県、県警察、市町及び消防機関は、災害時に防災活動の中枢機関となる災害対策本部及び現地災害対策本部等を設置する本庁舎等について、情報通信機器の整備など必要な機能の充実を図るとともに、風水害に対する安全性の確保を図るための措置を講じる。</p> <p>他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) 食料等の確保 (略)</p> <p>(3) 非常用電源の確保</p>	<p>1 職員の体制</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 人材の育成・確保</p> <p>県、市町及び各防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</p> <p>また、県及び市町、<u>ライフライン事業者</u>は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、<u>災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</u>また、<u>県及び市町は、</u>退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努めるものとする。</p> <p><u>県は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災地方公共団体への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>2 防災中枢機能等の確保、充実</p> <p>(1) 災害対策本部室（県危機管理センター）等</p> <p>ア 県、県警察、市町及び消防機関は、災害時に防災活動の中枢機関となる災害対策本部及び現地災害対策本部等を設置する本庁舎等について、<u>洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域の危険箇所等に配慮しつつ、</u>情報通信機器の整備など必要な機能の充実を図るとともに、風水害に対する安全性の確保を図るための措置を講じる。</p> <p>他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) 食料等の確保 (略)</p> <p>(3) 非常用電源の確保</p>	<p>国基本計画にて修正</p> <p>国基本計画にて修正</p>
31	<p>県、県警察、市町及び消防機関並びに災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、風水害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、非常用電源施設、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄及び平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。</p> <p>他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。</p> <p>(4) 非常用通信手段の確保</p> <p>県、県警察、市町及び消防機関並びに災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、風水害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、平常時より、衛星<u>携帯電話</u>等非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p>他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。</p> <p>3 防災拠点施設の整備</p> <p>県は、大規模風水害の発生時に、災害応急対策の中枢基地として機能する防災拠点施設</p>	<p>県、県警察、市町及び消防機関並びに災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、風水害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、<u>代替エネルギーシステムや電気自動車の活用を含め</u>非常用電源施設、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（<u>最低3日間</u>）の発電が可能となるような燃料の備蓄及び平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。</p> <p>他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。</p> <p>(4) 非常用通信手段の確保</p> <p>県、県警察、市町及び消防機関並びに災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、風水害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、平常時より、衛星<u>通信</u>等非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p>他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。</p> <p>3 防災拠点施設の整備</p> <p>県は、大規模風水害の発生時に、災害応急対策の中枢基地として機能する防災拠点施設</p>	<p>国基本計画にて修正</p> <p>国基本計画にて修正</p>

頁	修正前	修正後	備考				
31	<p>の整備に努める。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 航空消防防災拠点 県は、航空消防防災拠点<u>を整備し</u>、受援機能等の航空消防防災体制の強化に努めるものとする。</p>	<p>の整備に努める。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 航空消防防災拠点 県は、<u>防災航空センターを</u>航空消防防災拠点<u>として</u>、受援機能等の航空消防防災体制の強化に努めるものとする。</p>	<p>県防災航空センターの整備に伴う修正</p>				
32	<p>4～5 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>6</u> 災害の未然防止 (略)</p> <p><u>7</u> 業務継続性の確保 (略)</p> <p><u>8</u> 災害対応スタッフのバックアップ体制の構築 (略)</p> <p><u>9</u> 救援活動拠点の確保 (略)</p>	<p>4～5 (略)</p> <p><u>6 道の駅防災拠点の整備</u> <u>国、県及び市町は、防災機能を有する道の駅を広域的な地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。</u></p> <p><u>主な機能</u> <u>避難所、備蓄施設</u> <u>避難場所としての広場</u> <u>情報通信機器</u></p> <p><u>7</u> 災害の未然防止 (略)</p> <p><u>8</u> 業務継続性の確保 (略)</p> <p><u>9</u> 災害対応スタッフのバックアップ体制の構築 (略)</p> <p><u>10</u> 救援活動拠点の確保 (略)</p>	<p>国基本計画にて修正</p>				
33～ 33	<table border="1" data-bbox="210 1356 1427 1455"> <tr> <td data-bbox="210 1356 635 1455">第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化</td> <td data-bbox="635 1356 1427 1455">市町、消防機関、防災関係機関、県（各協定の担当所属）</td> </tr> </table> <p>1～2 (略)</p> <p>3 県と防災関係機関等との応援協定 県は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災関係機関又は民間企業等との協定の締結を推進する。 <u>(追加)</u></p>	第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化	市町、消防機関、防災関係機関、県（各協定の担当所属）	<table border="1" data-bbox="1469 1356 2683 1455"> <tr> <td data-bbox="1469 1356 1893 1455">第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化</td> <td data-bbox="1893 1356 2683 1455">市町、消防機関、防災関係機関、県（各協定の担当所属）</td> </tr> </table> <p>1～2 (略)</p> <p>3 県と防災関係機関等との応援協定 県は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災関係機関又は民間企業等との協定の締結を推進する。 <u>また、県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。</u></p>	第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化	市町、消防機関、防災関係機関、県（各協定の担当所属）	<p>国基本計画にて修正</p>
第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化	市町、消防機関、防災関係機関、県（各協定の担当所属）						
第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化	市町、消防機関、防災関係機関、県（各協定の担当所属）						
4～5	<p>4～5 (略)</p>	<p>4～5 (略)</p>					

頁	修正前	修正後	備考				
41 41	<p>6 相互協力協定等の締結促進 各防災関係機関は、災害時に相互連携し、円滑な防災活動が行われるよう、あらかじめ相互協力について定めるとともに、必要に応じて、民間団体等との協力協定等の締結を進める。 <u>(追加)</u></p> <p>7 受援計画等の策定 各防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。 <u>(追加)</u></p>	<p>6 相互協力協定等の締結促進 各防災関係機関は、災害時に相互連携し、円滑な防災活動が行われるよう、あらかじめ相互協力について定めるとともに、必要に応じて、民間団体等との協力協定等の締結を進める。 <u>県及び市町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。</u></p> <p>7 受援計画等の策定 各防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。 <u>県及び市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。</u> <u>また、県及び市町は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u></p>	<p>国基本計画にて修正</p> <p>国基本計画にて修正</p>				
41～ 43	<table border="1" data-bbox="210 1262 1427 1409"> <tr> <td data-bbox="210 1262 596 1409">第4項 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動</td> <td data-bbox="596 1262 1427 1409">市町、水防管理者、佐賀地方気象台、ライフライン事業者、県（県土企画課、農山漁村課、河川砂防課、森林整備課、道路課、下水道課）</td> </tr> </table> <p>1～4 （略）</p> <p>5 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立 県、市町及びその他の防災関係機関は、平常時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p>	第4項 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動	市町、水防管理者、佐賀地方気象台、ライフライン事業者、県（県土企画課、農山漁村課、河川砂防課、森林整備課、道路課、下水道課）	<table border="1" data-bbox="1469 1262 2686 1409"> <tr> <td data-bbox="1469 1262 1855 1409">第4項 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動</td> <td data-bbox="1855 1262 2686 1409">市町、水防管理者、佐賀地方気象台、ライフライン事業者、県（県土企画課、農山漁村課、河川砂防課、森林整備課、道路課、下水道課、<u>産業政策課</u>）</td> </tr> </table> <p>1～4 （略）</p> <p>5 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立 県、市町及びその他の防災関係機関は、平常時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど</u>、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p>	第4項 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動	市町、水防管理者、佐賀地方気象台、ライフライン事業者、県（県土企画課、農山漁村課、河川砂防課、森林整備課、道路課、下水道課、 <u>産業政策課</u> ）	<p>国基本計画にて修正</p>
第4項 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動	市町、水防管理者、佐賀地方気象台、ライフライン事業者、県（県土企画課、農山漁村課、河川砂防課、森林整備課、道路課、下水道課）						
第4項 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動	市町、水防管理者、佐賀地方気象台、ライフライン事業者、県（県土企画課、農山漁村課、河川砂防課、森林整備課、道路課、下水道課、 <u>産業政策課</u> ）						

頁	修正前	修正後	備考				
43	<p>県、市町及びライフライン事業者は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設 <u>に対しては</u>、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。</p> <p>また、ライフライン事業者は、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成するとともに、応急復旧に関して、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>6 資機材等の確保</p> <p>県、市町及びライフライン事業者は、風水害の発生に備えるため、平常時から応急復旧に必要な各種資機材の保管状況を把握しておくよう努める。</p> <p>県、市町及びその他の防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>県、市町及びライフライン事業者は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設、<u>電気、通信等のライフライン施設について</u>は、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。</p> <p>また、ライフライン事業者は、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成し、<u>体制を整備</u>するとともに、応急復旧に関して、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>6 資機材等の確保</p> <p>県、市町及びライフライン事業者は、風水害の発生に備えるため、平常時から応急復旧に必要な各種資機材の保管状況を把握しておくよう努める。</p> <p>県、市町及びその他の防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材 <u>について</u>、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。<u>なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>県及び市町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとするとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</u></p>	<p>国基本計画にて修正</p>				
43～ 44	<table border="1" data-bbox="210 1171 1427 1367"> <tr> <td data-bbox="210 1171 635 1367"> 第5項 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備 </td> <td data-bbox="635 1171 1427 1367"> 国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、 県（危機管理防災課、福祉課、障害福祉課、医務課、薬務課） </td> </tr> </table> <p>1 救助活動体制の整備</p> <p>(1) 警察災害派遣隊の充実強化（略）</p> <p>(2) 緊急消防援助隊の充実強化（略）</p> <p>(3) ヘリコプターによる救助体制の <u>整備</u></p> <p>県は、風水害時に、ヘリコプターによる広域的かつ機動的な救助や、災害応急対策のための人員・物資の搬送が実施できる <u>よう</u>、航空防災体制の <u>整備</u>に努める。</p>	第5項 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備	国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、 県（危機管理防災課、福祉課、障害福祉課、医務課、薬務課）	<table border="1" data-bbox="1469 1171 2686 1367"> <tr> <td data-bbox="1469 1171 1893 1367"> 第5項 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備 </td> <td data-bbox="1893 1171 2686 1367"> 国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、 県（危機管理防災課、福祉課、障害福祉課、医務課、薬務課、<u>防災航空センター</u>） </td> </tr> </table> <p>1 救助活動体制の整備</p> <p>(1) 警察災害派遣隊の充実強化（略）</p> <p>(2) 緊急消防援助隊の充実強化（略）</p> <p>(3) ヘリコプターによる救助体制の <u>充実強化</u></p> <p>県は、風水害時に、ヘリコプターによる広域的かつ機動的な救助や、災害応急対策のための人員・物資の搬送が実施できる航空防災体制の <u>強化</u>に努める。</p>	第5項 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備	国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、 県（危機管理防災課、福祉課、障害福祉課、医務課、薬務課、 <u>防災航空センター</u> ）	<p>県防災航空センターの整備に伴う修正</p>
第5項 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備	国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、 県（危機管理防災課、福祉課、障害福祉課、医務課、薬務課）						
第5項 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備	国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、 県（危機管理防災課、福祉課、障害福祉課、医務課、薬務課、 <u>防災航空センター</u> ）						
45	<p>2～3（略）</p> <p>4 保健医療活動体制の整備</p> <p>(1) 災害拠点病院の整備</p> <p>ア 基幹災害拠点病院（略）</p> <p>イ 地域災害拠点病院</p>	<p>2～3（略）</p> <p>4 保健医療活動体制の整備</p> <p>(1) 災害拠点病院の整備</p> <p>ア 基幹災害拠点病院（略）</p> <p>イ 地域災害拠点病院</p>					

頁	修正前		修正後		備考												
45	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="284 201 774 243">病院名</td> <td data-bbox="774 201 1338 243">所在地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 243 774 306">(略)</td> <td data-bbox="774 243 1338 306">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 306 774 369">国立病院機構嬉野医療センター</td> <td data-bbox="774 306 1338 369">嬉野市嬉野町大字下宿 <u>丙2436</u></td> </tr> </table>	病院名	所在地	(略)	(略)	国立病院機構嬉野医療センター	嬉野市嬉野町大字下宿 <u>丙2436</u>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1534 201 2033 243">病院名</td> <td data-bbox="2033 201 2597 243">所在地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1534 243 2033 306">(略)</td> <td data-bbox="2033 243 2597 306">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1534 306 2033 369">国立病院機構嬉野医療センター</td> <td data-bbox="2033 306 2597 369">嬉野市嬉野町大字下宿 <u>甲4279-3</u></td> </tr> </table>	病院名	所在地	(略)	(略)	国立病院機構嬉野医療センター	嬉野市嬉野町大字下宿 <u>甲4279-3</u>		移転による住所変更
病院名	所在地																
(略)	(略)																
国立病院機構嬉野医療センター	嬉野市嬉野町大字下宿 <u>丙2436</u>																
病院名	所在地																
(略)	(略)																
国立病院機構嬉野医療センター	嬉野市嬉野町大字下宿 <u>甲4279-3</u>																
47～ 48 50	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="210 506 635 684">第6項 緊急輸送活動</td> <td data-bbox="635 506 1427 684">国、海上保安部、県警察、道路管理者、港湾管理者、市町、県（危機管理防災課、産業政策課、水産課、農山漁村課、空港課、交通政策課、道路課、港湾課）</td> </tr> </table> <p>1 緊急輸送ネットワークの形成及び輸送機能の強化</p> <p>(1) 輸送拠点の指定 (略)</p> <p>(2) 輸送施設の指定</p> <p>ア 海上輸送施設の指定 (略)</p> <p>イ 航空輸送施設の指定</p> <p>県は、風水害時において、ヘリコプター等による傷病者や、災害応急対策のための人員・物資の搬送を迅速に行うため、航空輸送施設を指定する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="284 1052 507 1108">航空輸送施設</td> <td data-bbox="507 1052 1308 1108">陸上自衛隊目達原駐屯地、佐賀空港</td> </tr> </table> <p>2 道路輸送の確保</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 緊急輸送体制の整備</p> <p>県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送関係団体や物流事業者等と物資の輸送等に関する協定を締結するなど、緊急輸送体制の整備を進める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	第6項 緊急輸送活動	国、海上保安部、県警察、道路管理者、港湾管理者、市町、県（危機管理防災課、産業政策課、水産課、農山漁村課、空港課、交通政策課、道路課、港湾課）	航空輸送施設	陸上自衛隊目達原駐屯地、佐賀空港		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1469 506 1893 684">第6項 緊急輸送活動</td> <td data-bbox="1893 506 2686 684">国、海上保安部、県警察、道路管理者、港湾管理者、市町、県（危機管理防災課、産業政策課、水産課、農山漁村課、空港課、交通政策課、道路課、港湾課、<u>防災航空センター</u>）</td> </tr> </table> <p>1 緊急輸送ネットワークの形成及び輸送機能の強化</p> <p>(1) 輸送拠点の指定 (略)</p> <p>(2) 輸送施設の指定</p> <p>ア 海上輸送施設の指定 (略)</p> <p>イ 航空輸送施設の指定</p> <p>県は、風水害時において、ヘリコプター等による傷病者や、災害応急対策のための人員・物資の搬送を迅速に行うため、航空輸送施設を指定する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1534 1052 1757 1108">航空輸送施設</td> <td data-bbox="1757 1052 2558 1108">陸上自衛隊目達原駐屯地、佐賀空港、<u>防災航空センター</u></td> </tr> </table> <p>2 道路輸送の確保</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 緊急輸送体制の整備</p> <p>県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送関係団体や物流事業者等と物資の輸送等に関する協定を締結するなど、緊急輸送体制の整備を進める。</p> <p><u>この際、県は災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。</u></p>	第6項 緊急輸送活動	国、海上保安部、県警察、道路管理者、港湾管理者、市町、県（危機管理防災課、産業政策課、水産課、農山漁村課、空港課、交通政策課、道路課、港湾課、 <u>防災航空センター</u> ）	航空輸送施設	陸上自衛隊目達原駐屯地、佐賀空港、 <u>防災航空センター</u>	<p>県防災航空センターの整備に伴う修正</p> <p>国基本計画にて修正</p>					
第6項 緊急輸送活動	国、海上保安部、県警察、道路管理者、港湾管理者、市町、県（危機管理防災課、産業政策課、水産課、農山漁村課、空港課、交通政策課、道路課、港湾課）																
航空輸送施設	陸上自衛隊目達原駐屯地、佐賀空港																
第6項 緊急輸送活動	国、海上保安部、県警察、道路管理者、港湾管理者、市町、県（危機管理防災課、産業政策課、水産課、農山漁村課、空港課、交通政策課、道路課、港湾課、 <u>防災航空センター</u> ）																
航空輸送施設	陸上自衛隊目達原駐屯地、佐賀空港、 <u>防災航空センター</u>																
50 51	<p>3～4</p> <p>5 航空消防防災体制の強化</p> <p>県は、風水害時にヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な緊急輸送活動が実施できる<u>よう</u>、航空消防防災体制の<u>整備</u>に努める。</p>		<p>3～4</p> <p>5 航空消防防災体制の強化</p> <p>県は、風水害時にヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な緊急輸送活動が実施できる航空消防防災体制の<u>強化</u>に努める。</p>		県防災航空センターの整備に伴う修正												
51～	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="210 1885 635 1978">第7項 避難及び情報提供活動</td> <td data-bbox="635 1885 1427 1978">国、市町、「幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校」(以下「学校等」と</td> </tr> </table>	第7項 避難及び情報提供活動	国、市町、「幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校」(以下「学校等」と		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1469 1885 1893 1978">第7項 避難及び情報提供活動</td> <td data-bbox="1893 1885 2686 1978">国、市町、「幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校」(以下「学校等」と</td> </tr> </table>	第7項 避難及び情報提供活動	国、市町、「幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校」(以下「学校等」と										
第7項 避難及び情報提供活動	国、市町、「幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校」(以下「学校等」と																
第7項 避難及び情報提供活動	国、市町、「幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校」(以下「学校等」と																

頁	修正前		修正後		備考
51		<p>いう。)・病院等・社会福祉施設(保育所等の第二種社会福祉事業を実施する施設を含む。以下同じ。)・不特定多数の者が使用する特定施設等の管理者、</p> <p>県(報道課、危機管理防災課、こども未来課、スポーツ課、文化課、まなび課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、健康増進課、国際課、林業課、県土企画課、建設・技術課、建築住宅課、河川砂防課、市町支援課、法務私学課、教育総務課、学校教育課)</p>		<p>いう。)・病院等・社会福祉施設(保育所等の第二種社会福祉事業を実施する施設を含む。以下同じ。)・不特定多数の者が使用する特定施設等の管理者、</p> <p>県(報道課、危機管理防災課、こども未来課、スポーツ課、文化課、まなび課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、健康増進課、国際課、林業課、県土企画課、建設・技術課、建築住宅課、河川砂防課、市町支援課、法務私学課、教育総務課、学校教育課)</p>	
52	<p>1 市町の避難計画</p> <p>(1) 全庁をあげた体制の構築 (略)</p> <p>(2) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p>	<p>ア 洪水等</p> <p>市町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。</p> <p>それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、<u>同様に</u>具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。</p> <p>また、避難勧告等の発令対象区域については、受け取った居住者・施設管理者等が危機感を持つことができるよう、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲を適切に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。(「市町全域」といった発令は避ける。)</p> <p>県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。</p>	<p>1 市町の避難計画</p> <p>(1) 全庁をあげた体制の構築 (略)</p> <p>(2) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p>	<p>ア 洪水等</p> <p>市町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。</p> <p>それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、<u>洪水警報の危険度分布等により</u>具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。</p> <p>また、避難勧告等の発令対象区域については、受け取った居住者・施設管理者等が危機感を持つことができるよう、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲を適切に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。(「市町全域」といった発令は避ける。)</p> <p>県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。</p>	<p>国基本計画にて修正</p>
54	<p>(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所</p> <p>ア 指定緊急避難場所 (略)</p> <p>イ 指定避難所</p> <p>(ア) 指定基準 (略)</p> <p>(イ) 機能の強化</p> <p>a 必要に応じ、換気、照明など良好な生活環境を確保するための設備の整備</p>	<p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 避難所生活上必要となる基本的事項</p> <p>ア~ク (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所</p> <p>ア 指定緊急避難場所 (略)</p> <p>イ 指定避難所</p> <p>(ア) 指定基準 (略)</p> <p>(イ) 機能の強化</p> <p>a 必要に応じ、換気、照明など良好な生活環境を確保するための設備の整備 <u>ととも</u></p> <p><u>に必要に応じた電力容量の拡大</u></p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 避難所生活上必要となる基本的事項</p> <p>ア~ク (略)</p> <p><u>ケ ホームレスへの対応</u></p> <p><u>市町は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p>	<p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 避難所生活上必要となる基本的事項</p> <p>ア~ク (略)</p> <p><u>ケ ホームレスへの対応</u></p> <p><u>市町は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p>	<p>国基本計画にて修正</p>
55					<p>国基本計画にて修正</p>

頁	修正前		修正後		備考
57～	第8項 避難行動要支援者対策の強化	市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、指定避難所に指定された施設の管理者、 県（危機管理防災課、こども未来課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、健康増進課、国際課、建築住宅課）	第8項 避難行動要支援者対策の強化	市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、指定避難所に指定された施設の管理者、 県（危機管理防災課、こども未来課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、健康増進課、国際課、建築住宅課）	
59	1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり（略）		1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり（略）		
60	2 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策 (1) 災害に対する安全性の確保 社会福祉施設、病院等の管理者は、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努めるとともに、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するなど、災害に対する安全性の向上を図るものとする。 <u>（追加）</u> (2)～(4)（略）	社会福祉施設、病院等の管理者は、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努めるとともに、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するなど、災害に対する安全性の向上を図るものとする。 <u>（追加）</u> (2)～(4)（略）	2 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策 (1) 災害に対する安全性の確保 社会福祉施設、病院等の <u>人命に関わる重要施設</u> の管理者は、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努めるとともに、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するなど、災害に対する安全性の向上を図るものとする。 <u>また、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u> (2)～(4)（略）	社会福祉施設、病院等の <u>人命に関わる重要施設</u> の管理者は、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努めるとともに、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するなど、災害に対する安全性の向上を図るものとする。 <u>また、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u> (2)～(4)（略）	国基本計画にて修正
60	(5) 県、市町の支援 県及び市町は、社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。 県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。 また、市町は、保育所が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受入れ等、必要な調整を行うものとする。 <u>（追加）</u>	県及び市町は、社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。 県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。 また、市町は、保育所が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受入れ等、必要な調整を行うものとする。 <u>（追加）</u>	(5) 県、市町の支援 県及び市町は、社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。 県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。 また、市町は、保育所が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受入れ等、必要な調整を行うものとする。 <u>県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、要配慮者に関わる社会福祉施設、病院等の人命に関わる重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</u>	県及び市町は、社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。 県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。 また、市町は、保育所が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受入れ等、必要な調整を行うものとする。 <u>県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、要配慮者に関わる社会福祉施設、病院等の人命に関わる重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</u>	国基本計画にて修正
60	3 外国人の安全確保対策（略）		3 外国人の安全確保対策（略）		
60	4 避難所の要配慮者対策 (1)～(3)（略） <u>（追加）</u>		4 避難所の要配慮者対策 (1)～(3)（略） <u>(4) 災害派遣福祉チーム(DCAT)</u> <u>県は、災害派遣福祉チーム(DCAT)を必要に応じて避難所に派遣し、福祉的支援を行う。また、あらかじめ「佐賀県災害福祉支援ネットワーク」を組織し、平時からチーム員等の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修等を行う。</u>		今年度新設による追加

頁	修正前	修正後	備考
61～ 61	<p>第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達</p> <p>市町、水道事業者等、事業所、県民、県（危機管理防災課、こども未来課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、薬務課、生活衛生課、産業政策課、農政企画課、林業課）</p> <p>風水害時における県民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、外部支援の時期を想定し、各地域の地理的条件等も踏まえながら、県及び市町は平常時から連携して、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、調達・輸送体制を確立しておくものとする。</p> <p>また、家庭及び企業に対して、備蓄に関する啓発を行うとともに、小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に対する知識を整理するとともに、その知識の普及に努めるものとする。</p> <p>1 確保の役割分担</p> <p>(1) 県民等（略）</p> <p>(2) 市町</p> <p>市町は、独自では食料・飲料水・生活必需品等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、<u>食料・飲料水・生活必需品</u>等の調達体制の整備を行う。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>(3) 県</p> <p>県は、市町への支援を目的として、必要な物資の備蓄及び調達体制の整備を行う。</p> <p>なお、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等システムにより国に対して要請を行えるよう体制を整備する。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達</p> <p>市町、水道事業者等、事業所、県民、県（危機管理防災課、こども未来課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、薬務課、生活衛生課、産業政策課、農政企画課、林業課）</p> <p>風水害時における県民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、外部支援の時期を想定し、各地域の地理的条件等も踏まえながら、県及び市町は平常時から連携して、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、<u>訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うなど</u>調達・輸送体制を確立しておくものとする。</p> <p>また、家庭及び企業に対して、備蓄に関する啓発を行うとともに、小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に対する知識を整理するとともに、その知識の普及に努めるものとする。</p> <p>1 確保の役割分担</p> <p>(1) 県民等（略）</p> <p>(2) 市町</p> <p>市町は、独自では食料、飲料水、生活必需品等の確保が困難となった場合に備え、食料、飲料水、生活必需品、<u>燃料、ブルーシート、土のう袋等の必要な物資について</u>備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、<u>それら必要な物資等の調達体制の整備を行うとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u></p> <p><u>なお、市町単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより県に対して要請を行えるよう体制を整備する。</u></p> <p>(3) 県</p> <p>県は、市町への支援を目的として、必要な物資の備蓄及び調達体制の整備を行う<u>とともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u></p> <p>なお、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより国に対して要請を行えるよう体制を整備する。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>国基本計画にて修正</p> <p>国基本計画にて修正 （市町の「システム」活用についても併せて追加）</p> <p>国基本計画にて修正</p>
62	<p>4 生活必需品</p> <p>県及び市町は、風水害時に被災者に対して供給するため、衣料、寝具その他生活必需品の備蓄に努める。</p> <p>また、関係団体や民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量（流通在庫、製造能力など）の把握に努める。</p>	<p>4 生活必需品</p> <p>県及び市町は、風水害時に被災者に対して供給するため、衣料、寝具その他生活必需品の備蓄に努める。</p> <p>また、関係団体や民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量（流通在庫、製造能力など）の把握に努める。</p>	

頁	修正前	修正後	備考				
62	(追加)	県及び市町は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。	国基本計画にて修正				
68～ 68 69	<p>第3節 県民等の防災活動の推進</p> <table border="1" data-bbox="210 457 1427 604"> <tr> <td data-bbox="210 470 635 554">第1項 防災思想・知識の普及</td> <td data-bbox="635 470 1427 604">防災関係機関、市町、学校等、県（危機管理防災課、県民協働課、福祉課、農山漁村課、森林整備課、河川砂防課、教育振興課、学校教育課）</td> </tr> </table> <p>1 職員への防災教育の実施 (1)～(4) (略) (5) 防災と福祉の連携 県及び市町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の<u>避難行動に対する</u>理解の促進を図るものとする。</p> <p>2 県民に対する普及啓発、防災学習の推進 (1) 防災知識の普及・啓発等 ア～イ (略) ウ 県、市町及び防災関係機関は、防災週間及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、風水害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及・啓発を図る。 (ア) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 (イ)～(オ) (略) (追加)</p> <p>(2) 風水害対策パンフレット、チラシ等の作成配布 市町は、地域の防災対策を的確に進める観点から、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など風水害の発生危険箇所等について調査するなど地域防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、平常時の心構えや風水害時の行動マニュアル等を作成し、住民に配布するとともに、研修を実施するなど、防災知識の普及に努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示する<u>こと</u>に努めるものとする。</p>	第1項 防災思想・知識の普及	防災関係機関、市町、学校等、県（危機管理防災課、県民協働課、福祉課、農山漁村課、森林整備課、河川砂防課、教育振興課、学校教育課）	<p>第3節 県民等の防災活動の推進</p> <table border="1" data-bbox="1469 457 2686 646"> <tr> <td data-bbox="1469 470 1893 554">第1項 防災思想・知識の普及</td> <td data-bbox="1893 470 2686 646">防災関係機関、市町、学校等、県（危機管理防災課、県民協働課、福祉課、<u>男女参画・女性の活躍推進課</u>、農山漁村課、森林整備課、河川砂防課、教育振興課、学校教育課）</td> </tr> </table> <p>1 職員への防災教育の実施 (1)～(4) (略) (5) 防災と福祉の連携 県及び市町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者 <u>に対し、適切な避難行動に関する</u>理解の促進を図るものとする。</p> <p>2 県民に対する普及啓発、防災学習の推進 (1) 防災知識の普及・啓発等 ア～イ (略) ウ 県、市町及び防災関係機関は、防災週間及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、風水害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及・啓発を図る。 (ア) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、<u>自動車へのこまめな満タン給油</u>、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 (イ)～(オ) (略) <u>(カ) 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えること</u></p> <p>(2) 風水害対策パンフレット、チラシ等の作成配布 市町は、地域の防災対策を的確に進める観点から、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など風水害の発生危険箇所等について調査するなど地域防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、平常時の心構えや風水害時の行動マニュアル等を作成し、住民に配布するとともに、研修を実施するなど、<u>地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動等の</u>防災知識の普及に努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示する <u>とともに、避難時に活用する道路において冠水が想</u></p>	第1項 防災思想・知識の普及	防災関係機関、市町、学校等、県（危機管理防災課、県民協働課、福祉課、 <u>男女参画・女性の活躍推進課</u> 、農山漁村課、森林整備課、河川砂防課、教育振興課、学校教育課）	<p>国基本計画にて修正</p> <p>国基本計画にて修正</p> <p>国基本計画にて修正</p> <p>国基本計画にて修正</p>
第1項 防災思想・知識の普及	防災関係機関、市町、学校等、県（危機管理防災課、県民協働課、福祉課、農山漁村課、森林整備課、河川砂防課、教育振興課、学校教育課）						
第1項 防災思想・知識の普及	防災関係機関、市町、学校等、県（危機管理防災課、県民協働課、福祉課、 <u>男女参画・女性の活躍推進課</u> 、農山漁村課、森林整備課、河川砂防課、教育振興課、学校教育課）						

頁	修正前	修正後	備考				
69	(追加)	<p>定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。</p> <p>また、ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p>					
72～ 72	<table border="1" data-bbox="210 548 1427 653"> <tr> <td data-bbox="210 548 635 653">第5項 企業防災の促進</td> <td data-bbox="635 548 1427 653">市町、事業所、医療機関、 県（危機管理防災課、医務課、産業政策課）</td> </tr> </table> <p>1 企業の事業継続計画等</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び市町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>県、市町及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業による事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）が一層促進されるよう支援人材の確保等に努める。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。</p> <p>(略)</p>	第5項 企業防災の促進	市町、事業所、医療機関、 県（危機管理防災課、医務課、産業政策課）	<table border="1" data-bbox="1469 548 2686 653"> <tr> <td data-bbox="1469 548 1893 653">第5項 企業防災の促進</td> <td data-bbox="1893 548 2686 653">市町、事業所、医療機関、 県（危機管理防災課、医務課、産業政策課）</td> </tr> </table> <p>1 企業の事業継続計画等</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び市町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</p> <p>また、企業は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>県、市町及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業による事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）が一層促進されるよう支援人材の確保等に努める。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。</p> <p>(略)</p>	第5項 企業防災の促進	市町、事業所、医療機関、 県（危機管理防災課、医務課、産業政策課）	国基本計画にて修正
第5項 企業防災の促進	市町、事業所、医療機関、 県（危機管理防災課、医務課、産業政策課）						
第5項 企業防災の促進	市町、事業所、医療機関、 県（危機管理防災課、医務課、産業政策課）						
85～	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制</p> <table border="1" data-bbox="210 1871 1427 1934"> <tr> <td data-bbox="210 1871 635 1934">第1項 県の活動体制</td> <td data-bbox="635 1871 1427 1934">県（危機管理防災課、関係各所属）</td> </tr> </table> <p>1～2 (略)</p>	第1項 県の活動体制	県（危機管理防災課、関係各所属）	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制</p> <table border="1" data-bbox="1469 1871 2686 1934"> <tr> <td data-bbox="1469 1871 1893 1934">第1項 県の活動体制</td> <td data-bbox="1893 1871 2686 1934">県（危機管理防災課、関係各所属）</td> </tr> </table> <p>1～2 (略)</p>	第1項 県の活動体制	県（危機管理防災課、関係各所属）	
第1項 県の活動体制	県（危機管理防災課、関係各所属）						
第1項 県の活動体制	県（危機管理防災課、関係各所属）						

頁	修正前	修正後	備考
85	<p>3 災害対策本部 (1)～(6) (略) (7) 航空機の運用調整等 県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署を設置し、国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。 (8)～(9) (略)</p>	<p>3 災害対策本部 (1)～(6) (略) (7) 航空機の運用調整等 県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する航空運用調整班を設置し、国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。 (8)～(9) (略)</p>	<p>県防災航空センターの整備に伴う修正</p>
86	<p>【災害対策本部の組織、対策の検討・実施体制】</p>	<p>【災害対策本部の組織、対策の検討・実施体制】</p>	

頁	修正前	修正後	備考								
86			<p>県防災航空センターの整備に伴う修正</p>								
87	<p>(災害対策本部の配備体制、所掌事務)</p> <table border="1" data-bbox="192 1890 1448 1984"> <tr> <th>対策部 対策部長</th> <th>対策部長の 担当事務</th> <th>左の主な内容</th> <th>関係(対応)課 等</th> </tr> </table>	対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係(対応)課 等	<p>(災害対策本部の配備体制、所掌事務)</p> <table border="1" data-bbox="1448 1890 2703 1984"> <tr> <th>対策部 対策部長</th> <th>対策部長の 担当事務</th> <th>左の主な内容</th> <th>関係(対応)課 等</th> </tr> </table>	対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係(対応)課 等	
対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係(対応)課 等								
対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係(対応)課 等								

頁	修正前				修正後				備考
87	総括対策部 防災監	災害対策の総括 危機管理・報 道局長 総括対策部 に、各対策部か ら、原則として 副部長級職員1 名及び課長級職 員1名、その他 職員1名を配 置。 (所属は総括対 策部とする。)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の総合調整及び推進 に関すること ・本表においていずれの対策部にも 属さない事務に係る処理の指示に 関すること (情報収集関係) (略) (分析・企画関係) (略) (調整関係) (略) ・被災地の慰問、激励等への対応に 関すること <u>(追加)</u>	政策チーム 企画チーム 危機管理防災課 ほか 長期的対応が 必要な場合等は パーマネントス タッフによる補 充も行う	総括対策部 防災監	災害対策の総括 危機管理・報 道局長 総括対策部 に、各対策部か ら、原則として 副部長級職員1 名及び課長級職 員1名、その他 職員1名を配 置。 (所属は総括対 策部とする。)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の総合調整及び推進 に関すること ・本表においていずれの対策部にも 属さない事務に係る処理の指示に 関すること (情報収集関係) (略) (分析・企画関係) (略) (調整関係) (略) ・被災地の慰問、激励等への対応に 関すること <u>・航空運用調整に関すること</u>	政策チーム 企画チーム 危機管理防災課 ほか 長期的対応が 必要な場合等は パーマネントス タッフによる補 充も行う	県防災航空セ ンターの整備 に伴う修正 組織新設によ る(P60 関 連)
92	健康福祉対 策部	避難所対策 福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の設置・運営に関すること <u>(追加)</u>	福祉課ほか	健康福祉対 策部	避難所対策 福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の設置・運営に関すること <u>・災害派遣福祉チーム(DCAT) の編成及び避難所への派遣等に関 すること</u>	福祉課ほか	
100~	第2節 災害発生直前対策				第2節 災害発生直前対策				
100	第1項 警報等の伝達等		防災関係機関、佐賀地方気象台、 <u>国土交通省出先機関</u> 、 県(危機管理防災課、河川砂防課)	第1項 警報等の伝達等		防災関係機関、佐賀地方気象台、 <u>道路管理者</u> 、 県(危機管理防災課、河川砂防課、 <u>道路課</u>)	道路管理者と 重複のため		
102	1 風水害に係る警報等の種類 (略) 2 警報等の伝達 防災関係機関は、風水害に係る警報等を、次の系統により迅速かつ的確に伝達するものとする。また、県は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市町へ通知するものとし、通知を受けた市町は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。 市町は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 <u>(追加)</u>			1 風水害に係る警報等の種類 (略) 2 警報等の伝達 防災関係機関は、風水害に係る警報等を、次の系統により迅速かつ的確に伝達するものとする。また、県は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市町へ通知するものとし、通知を受けた市町は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。 市町は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 <u>道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く交通規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。</u>			国基本計画に て修正		

頁	修正前		修正後		備考
109～ 109	第2項 避難誘導	市町、避難の勧告・指示を実施する者（市町長、知事、知事の命を受けた県の職員、警察官、海上保安官、水防管理者、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官） 県（危機管理防災課、農山漁村課、河川砂防課、森林整備課）	第2項 避難誘導	市町、避難の勧告・指示を実施する者（市町長、知事、知事の命を受けた県の職員、警察官、海上保安官、水防管理者、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官） 県（危機管理防災課、農山漁村課、河川砂防課、森林整備課）	国基本計画にて修正
1 警戒活動 県、市町は、風水害の発生のおそれがある場合には、風水害に係る警報等に十分注意し、河川管理者、水防団等と連携を図りながら浸水区域や 土砂災害危険箇所 の警戒活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。		1 警戒活動 県、市町は、風水害の発生のおそれがある場合には、風水害に係る警報等に十分注意し、河川管理者、水防団等と連携を図りながら浸水 想定 区域や 土砂災害警戒区域等 の警戒活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。			
110	第3項 災害未然防止活動	水防管理者、河川管理者、海岸管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者	第3項 災害未然防止活動	水防管理者、河川管理者、海岸管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者、 電気事業者、市町、<u>県（危機管理防災課、関係各所属）</u>	国基本計画にて修正
水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険と思われる箇所について、応急対策として土のう積みなど水防活動を実施する。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。 河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、高潮、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うものとし、この際必要と認める場合には、あらかじめ必要な事項を関係市町及び警察署に通知するとともに、一般に周知するものとする。 <u>（追加）</u>		水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険と思われる箇所について、応急対策として土のう積みなど水防活動を実施する。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。 河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、高潮、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うものとし、この際必要と認める場合には、あらかじめ必要な事項を関係市町及び警察署に通知するとともに、一般に周知するものとする。 <u>県及び市町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u> <u>県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認のうえ、リスト化するよう努めるものとする。</u>			
111～ 112	第3節 災害情報の収集・連絡、報告		第3節 災害情報の収集・連絡、報告		
第2項 災害情報の収集、共有	防災関係機関、県警察、 県（危機管理防災課）	第2項 災害情報の収集、共有	防災関係機関、県警察、 県（危機管理防災課、 防災航空センター ）		
1 画像伝送システム及びヘリコプター、ドローンによる緊急災害情報の収集		1 画像伝送システム及びヘリコプター、ドローンによる緊急災害情報の収集			

頁	修正前	修正後	備考				
112	<p>早期に被害の概要を把握するため、県は、画像伝送システムを活用するほか、必要に応じ、ヘリコプター（県警察ヘリコプター、第七管区海上保安本部、陸上自衛隊、国土交通省九州地方整備局及び他県へ応援を要請）、ドローンにより、画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。</p> <p>2 参集途上職員による緊急災害情報の収集（略）</p> <p>3 その他機関からの情報の活用、職員の派遣等による情報の収集 県は、防災関係機関からの情報の他に、必要に応じて、報道機関や県民等から得られる情報も活用するものとする。 また、市町、防災関係機関等からの情報収集が困難な場合は、市町からの要請を待つことなく被災市町災害対策本部等現地へのリエゾン（情報連絡員）の派遣、ヘリコプターの機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。</p> <p>なお、県から市町にリエゾン（情報連絡員）を派遣する際、自己完結型での活動を実施するため、必要な食料や飲料水・通信機器・寝袋などを携行するよう努める。</p>	<p>早期に被害の概要を把握するため、県は、画像伝送システムを活用するほか、必要に応じ、ヘリコプター（<u>県消防防災ヘリコプター</u>、県警察ヘリコプターのほか、第七管区海上保安本部、陸上自衛隊、国土交通省九州地方整備局及び他県へ応援を要請）、ドローンにより、画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。</p> <p>2 参集途上職員による緊急災害情報の収集（略）</p> <p>3 その他機関からの情報の活用、職員の派遣等による情報の収集 県は、防災関係機関からの情報の他に、必要に応じて、報道機関や県民等から得られる情報も活用するものとする。 また、市町、防災関係機関等からの情報収集が困難な場合は、市町からの要請を待つことなく被災市町災害対策本部等現地へのリエゾン（情報連絡員）の派遣、ヘリコプターの機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握するとともに、<u>状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、県から市町にリエゾン（情報連絡員）を派遣する際、自己完結型での活動を実施するため、必要な食料や飲料水・通信機器・寝袋などを携行するよう努める。</p>	<p>県防災航空センターの整備に伴う修正</p> <p>国基本計画にて修正</p>				
124～ 126	<p>第6節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <table border="1" data-bbox="210 1129 1427 1188"> <tr> <td data-bbox="210 1140 635 1178">第3項 自衛隊の自主派遣</td> <td data-bbox="635 1140 1427 1178">自衛隊</td> </tr> </table> <p>風水害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないときは、自衛隊は、要請を待つことなく、その判断に基づいて自主派遣を行う。（自衛隊法第83条第2項）</p> <p>この場合においても、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもと、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。</p> <p><u>また、大規模な災害が発生した際には、被災直後の県及び市町は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について、「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。</u></p> <p>自主派遣を行う際の判断の基準とすべき事項は、防衛省防災業務計画第3の6の(2)のとおりである。</p>	第3項 自衛隊の自主派遣	自衛隊	<p>第6節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <table border="1" data-bbox="1469 1129 2686 1188"> <tr> <td data-bbox="1469 1140 1893 1178">第3項 自衛隊の自主派遣</td> <td data-bbox="1893 1140 2686 1178">自衛隊</td> </tr> </table> <p>風水害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないときは、自衛隊は、要請を待つことなく、その判断に基づいて自主派遣を行う。（自衛隊法第83条第2項）</p> <p>この場合においても、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもと、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。</p> <p><u>大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる体制で対応する。</u></p> <p><u>また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、県及び市町、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。</u></p> <p><u>さらに被災直後の県及び市町は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について、「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。</u></p> <p>自主派遣を行う際の判断の基準とすべき事項は、防衛省防災業務計画第3の6の(2)のとおりである。</p>	第3項 自衛隊の自主派遣	自衛隊	<p>国基本計画にて修正</p>
第3項 自衛隊の自主派遣	自衛隊						
第3項 自衛隊の自主派遣	自衛隊						
141～	<p>第8節 通信計画</p>	<p>第8節 通信計画</p>					

頁	修正前	修正後	備考																																																																																																																																																																																																																																				
141	<p>第1項 多様な通信手段の利 用 防災関係機関、市町、 県（報道課、危機管理防災課、資産活用課）</p> <p>1 県防災行政無線 （略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機関名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">接続回線</th> <th colspan="4">通信内容</th> <th rowspan="2">県庁から 一斉指令 可能</th> </tr> <tr> <th>地上系 無線</th> <th>有線 (注1)</th> <th>電話</th> <th>FAX</th> <th>映像 (注2)</th> <th>防災 データ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">県警察本部</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">県 現 地 機 関</td> <td>土木事務所</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>総合庁舎 (土木無)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダム管理所</td> <td>16箇所</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他の 現地機関</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町 (ハックアップ)</td> <td>無線LAN</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>MCA</td> <td>(○)</td> <td></td> <td>(○)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">消防機関</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">陸上自衛隊(西部方面混成 団、九州補給隊) 唐津海上保安部</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">防災関係機関</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">移動系無線</td> <td>△</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○：あり △：一部あり</p>	機関名	区分	接続回線		通信内容				県庁から 一斉指令 可能	地上系 無線	有線 (注1)	電話	FAX	映像 (注2)	防災 データ	県警察本部		○	○	○	○	○	○	○	県 現 地 機 関	土木事務所	○	○	○	○	○	○	○	総合庁舎 (土木無)	○	○	○	○	○			ダム管理所	16箇所		○	○	○	△	○	その他の 現地機関		○	○	○	○	△	△	市町 (ハックアップ)	無線LAN	○	○	○	○	○	○	○	MCA	(○)		(○)					消防機関		○	○	○	○	○	○	○	陸上自衛隊(西部方面混成 団、九州補給隊) 唐津海上保安部		○		○			○	○	防災関係機関		△	○	○					移動系無線		△		○					<p>第1項 多様な通信手段の利 用 防災関係機関、市町、 県（報道課、危機管理防災課、資産活用課）</p> <p>1 県防災行政無線 （略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機関名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">接続回線</th> <th colspan="4">通信内容</th> <th rowspan="2">県庁から 一斉指令 可能</th> </tr> <tr> <th>地上系 無線</th> <th>有線 (注1)</th> <th>電話</th> <th>FAX</th> <th>映像 (注2)</th> <th>防災 データ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">県警察本部</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">県 現 地 機 関</td> <td><u>防災航空 センター</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td>土木事務所</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>総合庁舎 (土木無)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダム管理所</td> <td>16箇所</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他の 現地機関</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町 (ハックアップ)</td> <td>無線LAN</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>MCA</td> <td>(○)</td> <td></td> <td>(○)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">消防機関</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">陸上自衛隊(西部方面混成 団、九州補給隊) 唐津海上保安部</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">防災関係機関</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">移動系無線</td> <td>△</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○：あり △：一部あり</p>	機関名	区分	接続回線		通信内容				県庁から 一斉指令 可能	地上系 無線	有線 (注1)	電話	FAX	映像 (注2)	防災 データ	県警察本部		○	○	○	○	○	○	○	県 現 地 機 関	<u>防災航空 センター</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	土木事務所	○	○	○	○	○	○	○	総合庁舎 (土木無)	○	○	○	○	○			ダム管理所	16箇所		○	○	○	△	○	その他の 現地機関		○	○	○	○	△	△	市町 (ハックアップ)	無線LAN	○	○	○	○	○	○	○	MCA	(○)		(○)					消防機関		○	○	○	○	○	○	○	陸上自衛隊(西部方面混成 団、九州補給隊) 唐津海上保安部		○		○			○	○	防災関係機関		△	○	○					移動系無線		△		○					<p>県防災航空セ ンターの整備 に伴う修正</p>
機関名	区分			接続回線		通信内容					県庁から 一斉指令 可能																																																																																																																																																																																																																												
		地上系 無線	有線 (注1)	電話	FAX	映像 (注2)	防災 データ																																																																																																																																																																																																																																
県警察本部		○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																															
県 現 地 機 関	土木事務所	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																															
	総合庁舎 (土木無)	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																	
	ダム管理所	16箇所		○	○	○	△	○																																																																																																																																																																																																																															
	その他の 現地機関		○	○	○	○	△	△																																																																																																																																																																																																																															
市町 (ハックアップ)	無線LAN	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																															
	MCA	(○)		(○)																																																																																																																																																																																																																																			
消防機関		○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																															
陸上自衛隊(西部方面混成 団、九州補給隊) 唐津海上保安部		○		○			○	○																																																																																																																																																																																																																															
防災関係機関		△	○	○																																																																																																																																																																																																																																			
移動系無線		△		○																																																																																																																																																																																																																																			
機関名	区分	接続回線		通信内容				県庁から 一斉指令 可能																																																																																																																																																																																																																															
		地上系 無線	有線 (注1)	電話	FAX	映像 (注2)	防災 データ																																																																																																																																																																																																																																
県警察本部		○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																															
県 現 地 機 関	<u>防災航空 センター</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>																																																																																																																																																																																																																															
	土木事務所	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																															
	総合庁舎 (土木無)	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																	
	ダム管理所	16箇所		○	○	○	△	○																																																																																																																																																																																																																															
	その他の 現地機関		○	○	○	○	△	△																																																																																																																																																																																																																															
市町 (ハックアップ)	無線LAN	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																															
	MCA	(○)		(○)																																																																																																																																																																																																																																			
消防機関		○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																															
陸上自衛隊(西部方面混成 団、九州補給隊) 唐津海上保安部		○		○			○	○																																																																																																																																																																																																																															
防災関係機関		△	○	○																																																																																																																																																																																																																																			
移動系無線		△		○																																																																																																																																																																																																																																			
144	<p>第2項 通信施設の応急復旧 専用通信設備を有する防災関係機関、県警察、電気通信事 業者、放送事業者、 県（危機管理防災課）</p> <p>1 一般加入電話 電気通信事業者は、災害時において、国、県、市町等の防災関係機関の重要通信を優先 的に確保する。 また、被災した電気通信設備等の迅速に復旧するため、被害状況・疎通状況及び停電状 況等の情報を収集し、応急復旧に必要な要員・資機材を確保し、速やかに応急復旧を行 う。</p>	<p>第2項 通信施設の応急復旧 専用通信設備を有する防災関係機関、県警察、電気通信事 業者、放送事業者、 県（危機管理防災課）</p> <p>1 一般加入電話 電気通信事業者は、災害時において、国、県、市町等の防災関係機関の重要通信を優先 的に確保する。 また、被災した電気通信設備等の迅速に復旧するため、被害状況・疎通状況及び停電状 況等の情報を収集し、<u>被害状況を関係機関に共有するとともに</u>応急復旧に必要な要員・ 資機材を確保し、速やかに応急復旧を行う。</p>	<p>国基本計画に て修正</p>																																																																																																																																																																																																																																				

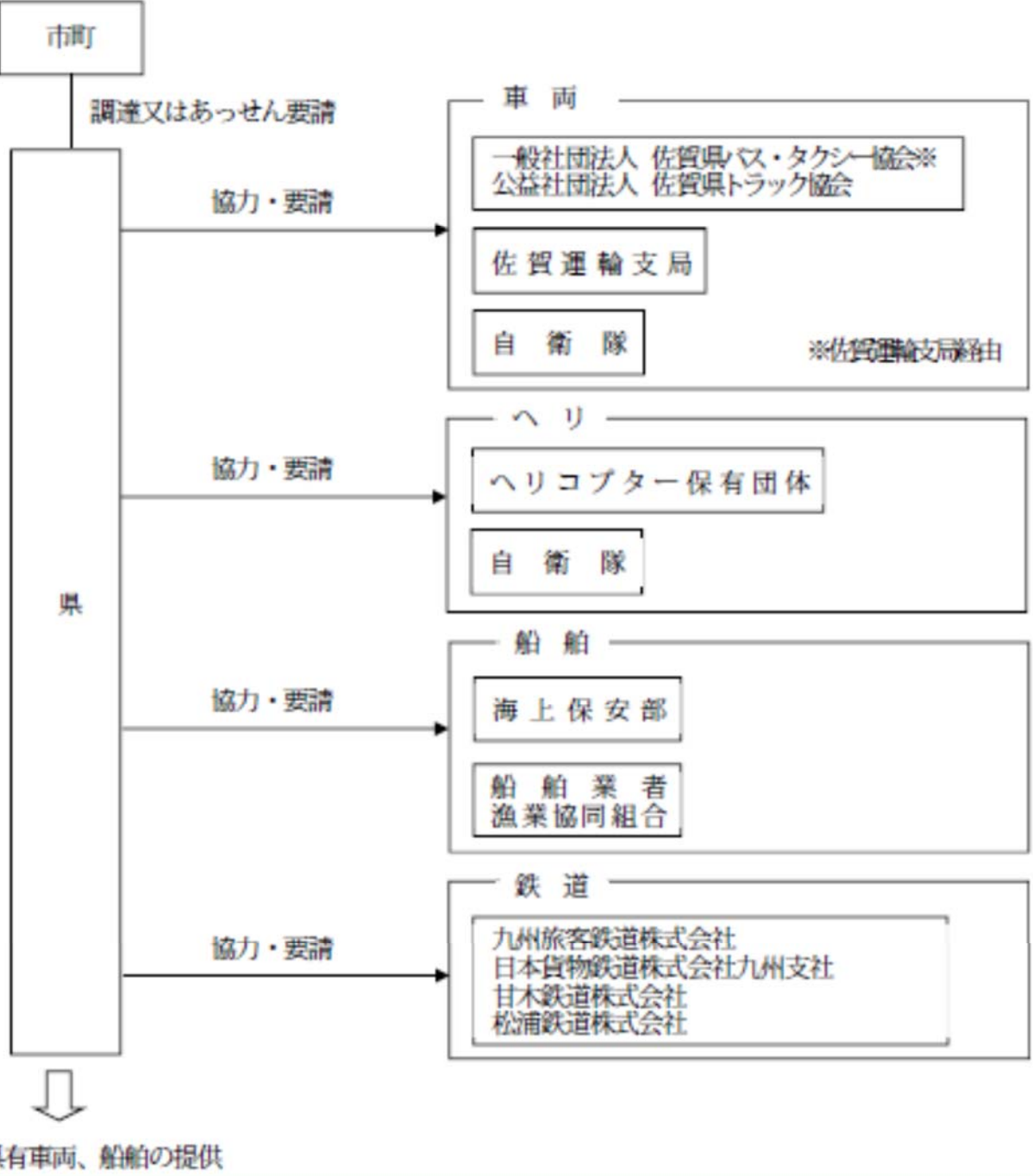
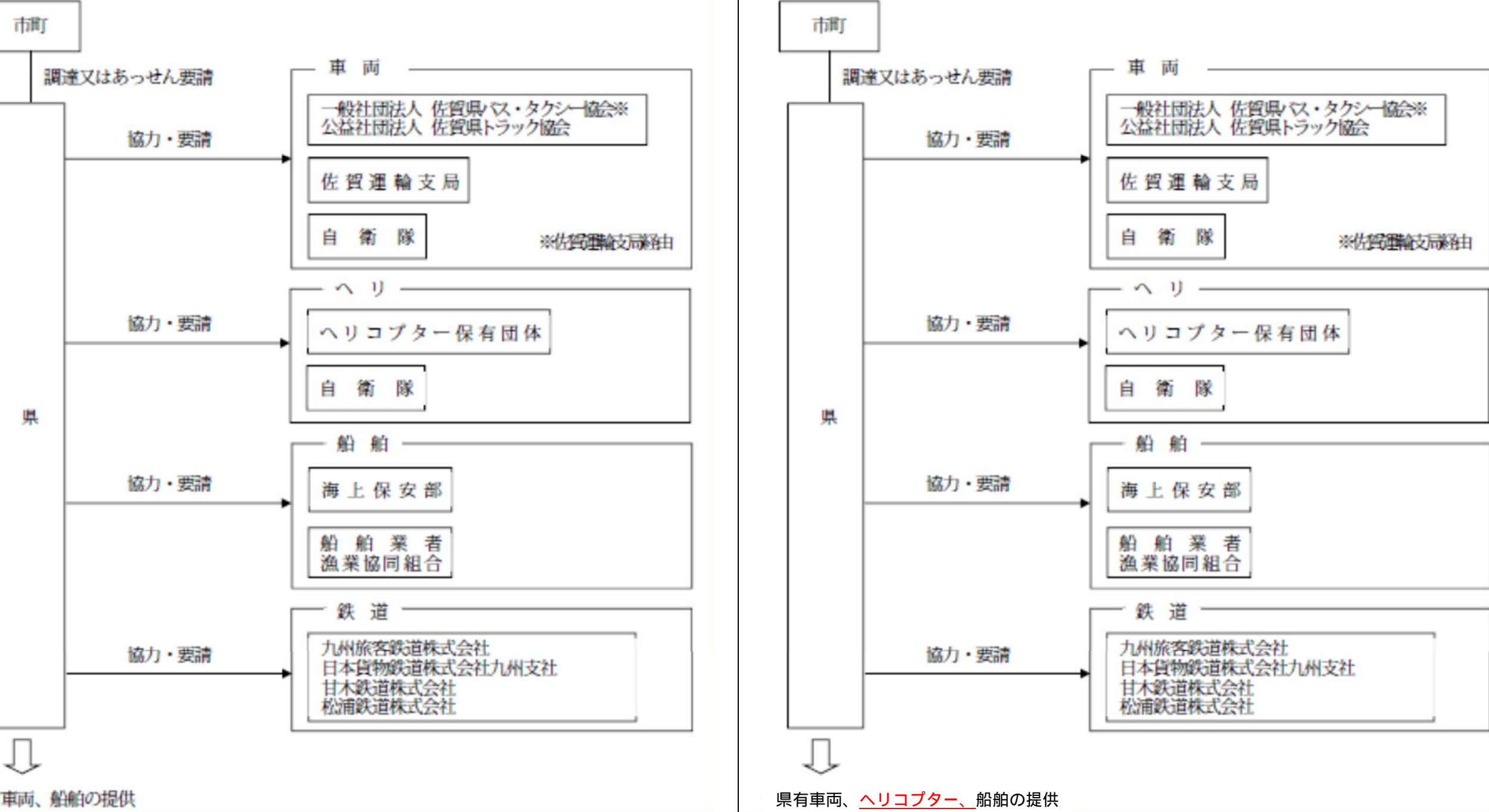
頁	修正前	修正後	備考				
144	<p>2 県防災行政無線、県警察通信及び防災関係機関の専用通信（略）</p> <p>3 放送（略）</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>2 県防災行政無線、県警察通信及び防災関係機関の専用通信（略）</p> <p>3 放送（略）</p> <p><u>4 災害対策用移動通信機器等</u> <u>県及び市町は、必要に応じ、九州総合通信局・電気通信事業者等が所有する災害対策用移動通信機器等の借受申請を行い、貸与を受けるものとする。</u></p>	九州総合通信局にて整備済みの取組				
145～ 145 146	<p>第9節 救助活動計画</p> <table border="1" data-bbox="210 682 1427 787"> <tr> <td data-bbox="210 682 635 787">第2項 救助活動</td> <td data-bbox="635 682 1427 787">消防機関、市町、県警察、海上保安部、自衛隊、県（危機管理防災課）</td> </tr> </table> <p>1 消防機関及び市町 (1)～(2)（略） (3) 拠点等の確保 県及び市町は、道の駅等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。</p>	第2項 救助活動	消防機関、市町、県警察、海上保安部、自衛隊、県（危機管理防災課）	<p>第9節 救助活動計画</p> <table border="1" data-bbox="1469 682 2686 787"> <tr> <td data-bbox="1469 682 1893 787">第2項 救助活動</td> <td data-bbox="1893 682 2686 787">消防機関、市町、県警察、海上保安部、自衛隊、県（危機管理防災課）</td> </tr> </table> <p>1 消防機関及び市町 (1)～(2)（略） (3) 拠点等の確保 県及び市町は、道の駅等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、<u>物資搬送設備等</u>のための拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。</p>	第2項 救助活動	消防機関、市町、県警察、海上保安部、自衛隊、県（危機管理防災課）	国基本計画にて修正（修正漏れ）
第2項 救助活動	消防機関、市町、県警察、海上保安部、自衛隊、県（危機管理防災課）						
第2項 救助活動	消防機関、市町、県警察、海上保安部、自衛隊、県（危機管理防災課）						
148～ 155 155	<p>第10節 保健医療活動計画</p> <table border="1" data-bbox="210 1148 1427 1253"> <tr> <td data-bbox="210 1148 635 1253">第3項 医療施設の応急復旧</td> <td data-bbox="635 1148 1427 1253">市町、被災医療機関、県（福祉課、医務課）</td> </tr> </table> <p>被災地域内の医療機関は、風水害時には、速やかに病院建築物・医療設備等の損壊状況について調査し、被害の応急復旧を実施するとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、ライフライン事業者へ要請する。 また、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるよう努める。 県及び市町は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、速やかに対応が行われるように、ライフライン事業者へ要請する。</p> <p><u>（追加）</u></p>	第3項 医療施設の応急復旧	市町、被災医療機関、県（福祉課、医務課）	<p>第10節 保健医療活動計画</p> <table border="1" data-bbox="1469 1148 2686 1253"> <tr> <td data-bbox="1469 1148 1893 1253">第3項 医療施設の応急復旧</td> <td data-bbox="1893 1148 2686 1253"><u>国、</u>市町、被災医療機関、<u>電気事業者、</u>県（福祉課、医務課）</td> </tr> </table> <p>被災地域内の医療機関は、風水害時には、速やかに病院建築物・医療設備等の損壊状況について調査し、被害の応急復旧を実施するとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、ライフライン事業者へ要請する。 また、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるよう努める。 県及び市町は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、速やかに対応が行われるように、ライフライン事業者へ要請する。 <u>県は大規模停電発生時には、直ちに、あらかじめリスト化した医療施設の非常用電源の設置状況等に踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認のうえ、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。</u> <u>また、県は、国（経済産業省）、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国（経済産業省等）や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする。</u></p>	第3項 医療施設の応急復旧	<u>国、</u> 市町、被災医療機関、 <u>電気事業者、</u> 県（福祉課、医務課）	国基本計画にて修正
第3項 医療施設の応急復旧	市町、被災医療機関、県（福祉課、医務課）						
第3項 医療施設の応急復旧	<u>国、</u> 市町、被災医療機関、 <u>電気事業者、</u> 県（福祉課、医務課）						
157～	第11節 救急活動計画	第11節 救急活動計画					

頁	修正前	修正後	備考				
157	<table border="1" data-bbox="210 233 1427 323"> <tr> <td data-bbox="210 233 635 323">第1項 救急活動計画</td> <td data-bbox="635 233 1427 323">消防機関、市町、 県（危機管理防災課）</td> </tr> </table> <p data-bbox="210 380 477 411">2 搬送手段の確保</p> <p data-bbox="210 422 1427 583">消防機関は、傷病者を所管する救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。応援の消防力を以ってしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の要請を行う。さらに必要な場合には、災害派遣医療チーム（DMAT）等に支援を求める。</p> <p data-bbox="210 594 1427 716">消防機関、市町は、風水害により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認めるときは、ドクターヘリ運航要領に基づき、ドクターヘリの出動を要請する。</p> <p data-bbox="210 726 1427 848">県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。</p> <p data-bbox="210 900 1427 1022">なお、ドクターヘリについては、「佐賀県ドクターヘリ運航要領」、「福岡県、佐賀県ドクターヘリの相互応援に係る基本協定」及び「佐賀県、長崎県ドクターヘリの相互応援に係る協定」に基づき、運航するものとする。</p>	第1項 救急活動計画	消防機関、市町、 県（危機管理防災課）	<table border="1" data-bbox="1469 233 2686 323"> <tr> <td data-bbox="1469 233 1893 323">第1項 救急活動計画</td> <td data-bbox="1893 233 2686 323">消防機関、市町、 県（危機管理防災課、<u>防災航空センター</u>）</td> </tr> </table> <p data-bbox="1469 380 1736 411">2 搬送手段の確保</p> <p data-bbox="1469 422 2686 583">消防機関は、傷病者を所管する救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。応援の消防力を以ってしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の要請を行う。さらに必要な場合には、災害派遣医療チーム（DMAT）等に支援を求める。</p> <p data-bbox="1469 594 2686 716">消防機関、市町は、風水害により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認めるときは、ドクターヘリ運航要領に基づき、ドクターヘリの出動を要請する。</p> <p data-bbox="1469 726 2686 890">県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、<u>県消防防災ヘリコプターを出動させる。県消防防災ヘリコプターが出動不能もしくはさらなるヘリが必要な場合は</u>、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。</p> <p data-bbox="1469 900 2686 1022">なお、ドクターヘリについては、「佐賀県ドクターヘリ運航要領」、「福岡県、佐賀県ドクターヘリの相互応援に係る基本協定」及び「佐賀県、長崎県ドクターヘリの相互応援に係る協定」に基づき、運航するものとする。</p>	第1項 救急活動計画	消防機関、市町、 県（危機管理防災課、 <u>防災航空センター</u> ）	<p data-bbox="2706 726 2890 848">県防災航空センターの整備に伴う修正</p>
第1項 救急活動計画	消防機関、市町、 県（危機管理防災課）						
第1項 救急活動計画	消防機関、市町、 県（危機管理防災課、 <u>防災航空センター</u> ）						
161～ 164 164	<p data-bbox="210 1079 486 1110">第14節 避難計画</p> <table border="1" data-bbox="210 1159 1427 1352"> <tr> <td data-bbox="210 1159 605 1352">第3項 避難誘導等</td> <td data-bbox="605 1159 1427 1352">避難の勧告・指示等を実施した者又はその者が属する機関、 避難の勧告・指示等を受けた住民等（自主防災組織を含む） 市町、 県（危機管理防災課）</td> </tr> </table> <p data-bbox="210 1365 388 1396">1 避難誘導</p> <p data-bbox="210 1407 715 1438">(1) 地域住民等の避難誘導（略）</p> <p data-bbox="210 1449 537 1480">(2) 要配慮者への配慮</p> <p data-bbox="210 1491 1427 1654">市町は、避難誘導に当たっては、避難行動要支援者名簿等を有効に活用するなどして、避難行動要支援者を優先して誘導するとともに、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、<u>土砂災害危険箇所等の所在</u>、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</p> <p data-bbox="210 1665 1427 1787">発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。</p> <p data-bbox="210 1797 1427 1881">また、旅行者などの一時滞在者は、避難路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導にあたっては配慮した対応を行う。</p>	第3項 避難誘導等	避難の勧告・指示等を実施した者又はその者が属する機関、 避難の勧告・指示等を受けた住民等（自主防災組織を含む） 市町、 県（危機管理防災課）	<p data-bbox="1469 1079 1745 1110">第14節 避難計画</p> <table border="1" data-bbox="1469 1159 2686 1352"> <tr> <td data-bbox="1469 1159 1863 1352">第3項 避難誘導等</td> <td data-bbox="1863 1159 2686 1352">避難の勧告・指示等を実施した者又はその者が属する機関、 避難の勧告・指示等を受けた住民等（自主防災組織を含む） 市町、 県（危機管理防災課）</td> </tr> </table> <p data-bbox="1469 1365 1647 1396">1 避難誘導</p> <p data-bbox="1469 1407 1973 1438">(1) 地域住民等の避難誘導（略）</p> <p data-bbox="1469 1449 1795 1480">(2) 要配慮者への配慮</p> <p data-bbox="1469 1491 2686 1654">市町は、避難誘導に当たっては、避難行動要支援者名簿等を有効に活用するなどして、避難行動要支援者を優先して誘導するとともに、指定緊急避難場所、避難路、浸水<u>想定</u>区域、<u>土砂災害警戒区域</u>等、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</p> <p data-bbox="1469 1665 2686 1787">発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。</p> <p data-bbox="1469 1797 2686 1881">また、旅行者などの一時滞在者は、避難路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導にあたっては配慮した対応を行う。</p>	第3項 避難誘導等	避難の勧告・指示等を実施した者又はその者が属する機関、 避難の勧告・指示等を受けた住民等（自主防災組織を含む） 市町、 県（危機管理防災課）	<p data-bbox="2706 1566 2890 1650">国基本計画にて修正</p>
第3項 避難誘導等	避難の勧告・指示等を実施した者又はその者が属する機関、 避難の勧告・指示等を受けた住民等（自主防災組織を含む） 市町、 県（危機管理防災課）						
第3項 避難誘導等	避難の勧告・指示等を実施した者又はその者が属する機関、 避難の勧告・指示等を受けた住民等（自主防災組織を含む） 市町、 県（危機管理防災課）						

頁	修正前		修正後		備考
167	第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営	市町、 県（危機管理防災課、男女参画・女性の活躍推進課、こども未来課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、生活衛生課、教育総務課、教育振興課、学校教育課）	第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営	市町、 県（危機管理防災課、男女参画・女性の活躍推進課、こども未来課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、生活衛生課、教育総務課、教育振興課、学校教育課）	国基本計画にて修正
168	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設 (1) 指定緊急避難場所（略） (2) 指定避難所 市町は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。 また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。 さらに、避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、福祉施設又は旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、 <u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。</u> 市町は、指定避難所を開設した場合は、開設日時・場所、箇所数及び受入れ人数、設置期間の見込み等の開設状況 <u>について、速やかに県に報告する</u> ものとする。 なお、風水害が激甚であるなどにより被災市町内に避難所を設置することが困難な場合、当該市町は、「第3項 避難誘導等 2 避難 (2) 広域的な避難」に定めるところにより、県内の他の市町又は県に対して避難先の確保等に係る支援要請等を行うものとする。	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設 (1) 指定緊急避難場所（略） (2) 指定避難所 市町は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。 また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。 さらに、避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、福祉施設又は旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、 <u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u> 市町は、指定避難所を開設した場合は、 <u>関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、開設日時・場所、箇所数及び受入れ人数、設置期間の見込み等の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める</u> ものとする。 なお、風水害が激甚であるなどにより被災市町内に避難所を設置することが困難な場合、当該市町は、「第3項 避難誘導等 2 避難 (2) 広域的な避難」に定めるところにより、県内の他の市町又は県に対して避難先の確保等に係る支援要請等を行うものとする。			
168	2 指定避難所の運営管理等 (1) 避難者情報の把握及び開示（略） (2) 生活環境の維持 市町は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。 そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。 <u>さらに、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保にも努める。</u>	2 指定避難所の運営管理等 (1) 避難者情報の把握及び開示（略） (2) 生活環境の維持 市町は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。 そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。 <u>また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努</u>			

頁	修正前	修正後	備考				
168 169	<p>(3) 男女双方の視点等への配慮 市町は、指定避難所の運営において女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。</p> <p>また、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p>なお、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u></p> <p>(3) 男女双方の視点等への配慮 市町は、指定避難所の運営において女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。</p> <p>また、男女のニーズの違い等男女双方の視点<u>に加え、LGBTなど多様な性のあり方</u>等に配慮する。特に女性専用の物干し場、<u>個室</u>更衣室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p>なお、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p><u>(11) ホームレスへの対応</u> <u>市町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</u></p>	<p>国基本計画にて修正</p> <p>地域婦人協会の意見より</p> <p>国基本計画にて修正</p>				
176～ 177 177	<p>第17節 交通及び輸送対策計画</p> <p>第1項 交通規制等による交通の確保対策 (略)</p> <table border="1" data-bbox="210 1220 1427 1367"> <tr> <td data-bbox="210 1220 617 1367">第2項 交通対策</td> <td data-bbox="617 1220 1427 1367">県警察、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、海上保安部、市町、 県(農山漁村課、道路課、港湾課)</td> </tr> </table> <p>1 陸上交通</p> <p>(1) 道路交通確保の措置</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 障害物の除去等</p> <p>道路管理者等は、県警察、消防機関、自衛隊等と連携し、緊急交通路<u>及び</u>緊急輸送路における道路啓開等を優先的に実施する。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	第2項 交通対策	県警察、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、海上保安部、市町、 県(農山漁村課、道路課、港湾課)	<p>第17節 交通及び輸送対策計画</p> <p>第1項 交通規制等による交通の確保対策 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1469 1220 2686 1367"> <tr> <td data-bbox="1469 1220 1875 1367">第2項 交通対策</td> <td data-bbox="1875 1220 2686 1367">県警察、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、海上保安部、市町、 県(農山漁村課、道路課、港湾課)</td> </tr> </table> <p>1 陸上交通</p> <p>(1) 道路交通確保の措置</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 障害物の除去等</p> <p>道路管理者等は、県警察、消防機関、自衛隊等と連携し、緊急交通路、<u>緊急輸送路、広域防災拠点、災害拠点病院及びインフラ施設等</u>における道路啓開等を優先的に実施する。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p><u>カ 交通マネジメント</u> <u>市町は、道路の被災による交通渋滞が復旧活動、経済活動及び日常生活に影響をきたし、渋滞緩和や交通量抑制を行う必要があると認めたときは、県へ交通マネジメントを要請するものとする。</u> <u>県は、市町から交通マネジメントの要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、九州地方整備局に迂回ルートや交通規制などの検討を行う災害時交通マネジメント</u></p>	第2項 交通対策	県警察、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、海上保安部、市町、 県(農山漁村課、道路課、港湾課)	<p>九州地方整備局より(令和元年佐賀豪雨での活動実績あり)</p>
第2項 交通対策	県警察、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、海上保安部、市町、 県(農山漁村課、道路課、港湾課)						
第2項 交通対策	県警察、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、海上保安部、市町、 県(農山漁村課、道路課、港湾課)						

頁	修正前	修正後	備考				
		<p style="text-align: center;"><u>ト検討会の開催を要請するものとする。</u></p>					
179~ 180	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">第3項 輸送対策</td> <td>防災関係機関、県警察、市町、 県（危機管理防災課、産業政策課、水産課、空港課、交通政策課、総務事務センター）</td> </tr> </table> <p>1～2 （略）</p> <p>3 輸送手段の確保</p> <p>(4) 航空機（ヘリコプター）</p> <p>ア ドクターヘリ基地・連携病院に対し、協力を要請</p> <p>イ 消防・防災ヘリコプター保有地方公共団体に対し、応援を要請</p> <p>ウ 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請</p> <p><u>（追加）</u></p>	第3項 輸送対策	防災関係機関、県警察、市町、 県（危機管理防災課、産業政策課、水産課、空港課、交通政策課、総務事務センター）	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">第3項 輸送対策</td> <td>防災関係機関、県警察、市町、 県（危機管理防災課、産業政策課、水産課、空港課、交通政策課、総務事務センター、<u>防災航空センター</u>）</td> </tr> </table> <p>1～2 （略）</p> <p>3 輸送手段の確保</p> <p>(4) 航空機（ヘリコプター）</p> <p>ア ドクターヘリ基地・連携病院に対し、協力を要請</p> <p>イ 消防・防災ヘリコプター保有地方公共団体に対し、応援を要請</p> <p>ウ 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請</p> <p><u>エ 県消防防災ヘリコプターを出動</u></p>	第3項 輸送対策	防災関係機関、県警察、市町、 県（危機管理防災課、産業政策課、水産課、空港課、交通政策課、総務事務センター、 <u>防災航空センター</u> ）	<p>県防災航空センターの整備に伴う修正</p>
第3項 輸送対策	防災関係機関、県警察、市町、 県（危機管理防災課、産業政策課、水産課、空港課、交通政策課、総務事務センター）						
第3項 輸送対策	防災関係機関、県警察、市町、 県（危機管理防災課、産業政策課、水産課、空港課、交通政策課、総務事務センター、 <u>防災航空センター</u> ）						

頁	修正前	修正後	備考
182			<p>県防災航空センターの整備に伴う修正</p>
183~ 183	<p>第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画</p> <p>風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、被災者に対し救援物資を供給する場合、県、市町、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。</p> <p>物資の供給を円滑に進めるため、市町は避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、県へ速やかに状況を報告する。</p> <p>また、県は、備蓄物資や調達物資等を適正かつ円滑に被災者に供給できるよう、市町、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保及び迅速な配送等を実施す</p>	<p>第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画</p> <p>風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、被災者に対し救援物資を供給する場合、県、市町、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。</p> <p>市町は、物資の供給を円滑に進めるため、避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県へ速やかに状況を報告する。</p> <p>県は、備蓄物資や調達物資等を適正かつ円滑に被災者に供給できるよう、市町、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保及び迅速な配送等を実施する。</p>	<p>国基本計画にて修正 (一部加工)</p>

頁	修正前	修正後	備考																																								
183	<p>る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p>	<p><u>また、県は備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、協定先や国に対し、物資の調達を要請するものとする。</u></p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p>	国基本計画にて修正																																								
186～ 186	<table border="1" data-bbox="210 548 1427 638"> <tr> <td data-bbox="210 548 635 638">第3項 生活必需品等の供給計画</td> <td data-bbox="635 548 1427 638">市町、 県（福祉課）</td> </tr> </table> <p data-bbox="210 695 537 726">1 生活必需品等の品目</p> <table border="1" data-bbox="246 730 1427 1325"> <thead> <tr> <th data-bbox="246 730 492 772">品目</th> <th data-bbox="492 730 1427 772">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="246 772 492 814">寝具</td> <td data-bbox="492 772 1427 814">就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="246 814 492 905">衣類</td> <td data-bbox="492 814 1427 905">洋服・作業衣・子供服等の外衣類、シャツ・パンツ等の下着類（布地支給は適当でない）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="246 905 492 947">身の回り品</td> <td data-bbox="492 905 1427 947">タオル、靴下、サンダル、傘等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="246 947 492 989">炊事道具</td> <td data-bbox="492 947 1427 989">炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="246 989 492 1031">食器</td> <td data-bbox="492 989 1427 1031">茶碗、皿、はし等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="246 1031 492 1178">日用品</td> <td data-bbox="492 1031 1427 1178">オムツ（大人用・子供用）生理用品、ポリ袋、石けん、歯みがき、バケツ、トイレトーパー、清拭剤、ウエットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="246 1178 492 1268">光熱材料</td> <td data-bbox="492 1178 1427 1268">マッチ、カセットこんろ、カセットガスストーブ、燃料（灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等）等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="246 1268 492 1325">情報機器</td> <td data-bbox="492 1268 1427 1325">ラジオ、乾電池等</td> </tr> </tbody> </table>	第3項 生活必需品等の供給計画	市町、 県（福祉課）	品目	内 容	寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等	衣類	洋服・作業衣・子供服等の外衣類、シャツ・パンツ等の下着類（布地支給は適当でない）	身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等	炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等	食器	茶碗、皿、はし等	日用品	オムツ（大人用・子供用）生理用品、ポリ袋、石けん、歯みがき、バケツ、トイレトーパー、清拭剤、ウエットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ等	光熱材料	マッチ、カセットこんろ、カセットガスストーブ、燃料（灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等）等	情報機器	ラジオ、乾電池等	<table border="1" data-bbox="1469 548 2686 638"> <tr> <td data-bbox="1469 548 1893 638">第3項 生活必需品等の供給計画</td> <td data-bbox="1893 548 2686 638">市町、 県（福祉課）</td> </tr> </table> <p data-bbox="1469 695 1795 726">1 生活必需品等の品目</p> <table border="1" data-bbox="1504 730 2686 1325"> <thead> <tr> <th data-bbox="1504 730 1751 772">品目</th> <th data-bbox="1751 730 2686 772">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1504 772 1751 814">寝具</td> <td data-bbox="1751 772 2686 814">就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1504 814 1751 905">衣類</td> <td data-bbox="1751 814 2686 905">洋服・作業衣・子供服等の外衣類、シャツ・パンツ等の下着類（布地支給は適当でない）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1504 905 1751 947">身の回り品</td> <td data-bbox="1751 905 2686 947">タオル、靴下、サンダル、傘等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1504 947 1751 989">炊事道具</td> <td data-bbox="1751 947 2686 989">炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1504 989 1751 1031">食器</td> <td data-bbox="1751 989 2686 1031">茶碗、皿、はし等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1504 1031 1751 1178">日用品</td> <td data-bbox="1751 1031 2686 1178">オムツ（大人用・子供用）生理用品、ポリ袋、石けん、歯みがき（<u>口腔ケア</u>）用品、<u>給水用ポリタンク</u>、バケツ、トイレトーパー、清拭剤、ウエットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1504 1178 1751 1268">光熱材料</td> <td data-bbox="1751 1178 2686 1268">マッチ、カセットこんろ、カセットガスストーブ、燃料（灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等）等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1504 1268 1751 1325">情報機器</td> <td data-bbox="1751 1268 2686 1325">ラジオ、乾電池等</td> </tr> </tbody> </table>	第3項 生活必需品等の供給計画	市町、 県（福祉課）	品目	内 容	寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等	衣類	洋服・作業衣・子供服等の外衣類、シャツ・パンツ等の下着類（布地支給は適当でない）	身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等	炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等	食器	茶碗、皿、はし等	日用品	オムツ（大人用・子供用）生理用品、ポリ袋、石けん、歯みがき（ <u>口腔ケア</u> ）用品、 <u>給水用ポリタンク</u> 、バケツ、トイレトーパー、清拭剤、ウエットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ等	光熱材料	マッチ、カセットこんろ、カセットガスストーブ、燃料（灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等）等	情報機器	ラジオ、乾電池等	記載不備の修正、また、歯科医師会からの要望（「口腔ケア用品」の記載） 地域婦人協会の意見より
第3項 生活必需品等の供給計画	市町、 県（福祉課）																																										
品目	内 容																																										
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等																																										
衣類	洋服・作業衣・子供服等の外衣類、シャツ・パンツ等の下着類（布地支給は適当でない）																																										
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等																																										
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等																																										
食器	茶碗、皿、はし等																																										
日用品	オムツ（大人用・子供用）生理用品、ポリ袋、石けん、歯みがき、バケツ、トイレトーパー、清拭剤、ウエットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ等																																										
光熱材料	マッチ、カセットこんろ、カセットガスストーブ、燃料（灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等）等																																										
情報機器	ラジオ、乾電池等																																										
第3項 生活必需品等の供給計画	市町、 県（福祉課）																																										
品目	内 容																																										
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等																																										
衣類	洋服・作業衣・子供服等の外衣類、シャツ・パンツ等の下着類（布地支給は適当でない）																																										
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等																																										
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等																																										
食器	茶碗、皿、はし等																																										
日用品	オムツ（大人用・子供用）生理用品、ポリ袋、石けん、歯みがき（ <u>口腔ケア</u> ）用品、 <u>給水用ポリタンク</u> 、バケツ、トイレトーパー、清拭剤、ウエットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ等																																										
光熱材料	マッチ、カセットこんろ、カセットガスストーブ、燃料（灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等）等																																										
情報機器	ラジオ、乾電池等																																										
191～ 192	<p data-bbox="210 1419 685 1451">第19節 広報、被災者相談計画</p> <table border="1" data-bbox="210 1503 1427 1608"> <tr> <td data-bbox="210 1503 635 1608">第1項 住民への情報提供</td> <td data-bbox="635 1503 1427 1608">防災関係機関、市町、 県（広報広聴課、報道課、危機管理防災課、関係各所属）</td> </tr> </table> <p data-bbox="210 1619 596 1650">1 県による災害広報の実施</p> <p data-bbox="210 1661 448 1692">(1)～(2) (略)</p> <p data-bbox="210 1703 448 1734">(3) 広報の内容</p> <p data-bbox="270 1745 566 1776">ア 県民に対する広報</p> <p data-bbox="299 1787 641 1818">(ア) 広域災害情報の提供</p> <p data-bbox="329 1829 1086 1860">a 警戒・避難期の気象等予警報及び気象情報等の広報</p> <p data-bbox="329 1871 655 1902">b 災害発生直後の広報</p> <p data-bbox="299 1913 552 1944">(a)～(f) (略)</p>	第1項 住民への情報提供	防災関係機関、市町、 県（広報広聴課、報道課、危機管理防災課、関係各所属）	<p data-bbox="1469 1419 1944 1451">第19節 広報、被災者相談計画</p> <table border="1" data-bbox="1469 1503 2686 1608"> <tr> <td data-bbox="1469 1503 1893 1608">第1項 住民への情報提供</td> <td data-bbox="1893 1503 2686 1608">防災関係機関、市町、 県（広報広聴課、報道課、危機管理防災課、関係各所属）</td> </tr> </table> <p data-bbox="1469 1619 1855 1650">1 県による災害広報の実施</p> <p data-bbox="1469 1661 1706 1692">(1)～(2) (略)</p> <p data-bbox="1469 1703 1706 1734">(3) 広報の内容</p> <p data-bbox="1528 1745 1825 1776">ア 県民に対する広報</p> <p data-bbox="1558 1787 1899 1818">(ア) 広域災害情報の提供</p> <p data-bbox="1587 1829 2344 1860">a 警戒・避難期の気象等予警報及び気象情報等の広報</p> <p data-bbox="1587 1871 1914 1902">b 災害発生直後の広報</p> <p data-bbox="1558 1913 1810 1944">(a)～(f) (略)</p>	第1項 住民への情報提供	防災関係機関、市町、 県（広報広聴課、報道課、危機管理防災課、関係各所属）																																					
第1項 住民への情報提供	防災関係機関、市町、 県（広報広聴課、報道課、危機管理防災課、関係各所属）																																										
第1項 住民への情報提供	防災関係機関、市町、 県（広報広聴課、報道課、危機管理防災課、関係各所属）																																										

頁	修正前	修正後	備考				
192	<p><u>(追加)</u> c 応急復旧活動段階の広報</p>	<p><u>(g) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報</u> c 応急復旧活動段階の広報</p>	国基本計画にて修正				
204~	<p>第22節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画</p> <p>風水害により、住民生活や災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすライフライン等公益施設が被害を受けた場合は、ライフライン事業者等は、迅速に応急復旧を図る。 必要に応じ、他地域の同業事業者等に対し、応援を要請する。 また、県及び市町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。 国、県及び市町と連絡調整を図りながら、適宜、被災者等に対して、復旧状況等の広報に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第22節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画</p> <p>風水害により、住民生活や災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすライフライン等公益施設が被害を受けた場合は、ライフライン事業者等は、迅速に応急復旧を図る。 必要に応じ、他地域の同業事業者等に対し、応援を要請する。 また、県及び市町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。 国、県及び市町と連絡調整を図りながら、適宜、被災者等に対して、復旧状況等の広報に努める。</p> <p><u>ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する行政機関、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。</u></p>	国基本計画にて修正				
217	<p>第28節 義援物資、義援金対策計画</p> <table border="1" data-bbox="210 1087 1427 1188"> <tr> <td data-bbox="210 1087 587 1188">第2項 義援金</td> <td data-bbox="587 1087 1427 1188">市町、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県共同募金会、県（福祉課）</td> </tr> </table> <p>1 受付け 県及び市町は、必要に応じて義援金の受付けに関する窓口を設ける。 日本赤十字社佐賀県支部は、支部及び地区・分区において、義援金の受付体制を整備する。 佐賀県共同募金会は、義援金の受付け体制を整備する。</p> <p>2 受入れ、保管、配分 市町は、寄せられた義援金を円滑に受入れ、適切に保管する。 <u>県は、県に寄せられた義援金を佐賀県共同募金会に預託する。</u> 日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、あらかじめ定めた計画に基づき、義援金を受入れ、適切に保管する。 県は、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会と共同で「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。 義援金配分委員会は、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなどして迅速な配分に努めるものとし、配分にあたっては、義援金の受入れ額や被災状況等を考慮のうえ、配分対象、基準、時期及び支給方法等を定めた配分計画を決定するものとする。なお、配</p>	第2項 義援金	市町、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県共同募金会、県（福祉課）	<p>第28節 義援物資、義援金対策計画</p> <table border="1" data-bbox="1469 1087 2686 1188"> <tr> <td data-bbox="1469 1087 1846 1188">第2項 義援金</td> <td data-bbox="1846 1087 2686 1188">市町、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県共同募金会、県（福祉課）</td> </tr> </table> <p>1 受付け <u>県は、義援金の受付体制を整備する。</u> 市町は、必要に応じて義援金の受付けに関する窓口を設ける。 日本赤十字社佐賀県支部は、支部及び地区・分区において、義援金の受付体制を整備する。 佐賀県共同募金会は、義援金の受付け体制を整備する。</p> <p>2 受入れ、保管、配分 市町は、寄せられた義援金を円滑に受入れ、適切に保管する。 <u>県、</u>日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、あらかじめ定めた計画に基づき、義援金を受入れ、適切に保管する。 県は、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会と共同で「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。 義援金配分委員会は、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなどして迅速な配分に努めるものとし、配分にあたっては、義援金の受入れ額や被災状況等を考慮のうえ、配分対象、基準、時期及び支給方法等を定めた配分計画を決定するものとする。なお、配</p>	第2項 義援金	市町、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県共同募金会、県（福祉課）	県でも管理する体制となったため
第2項 義援金	市町、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県共同募金会、県（福祉課）						
第2項 義援金	市町、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県共同募金会、県（福祉課）						

頁	修正前	修正後	備考				
217	分計画の速やかな決定に努めることとし、1次配分については、迅速性に重きを置いた配分を行うため1か月以内を目途に決定することとする。 市町は、自ら直接受入れた義援金及び日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会から送金された義援金を、公平に被災者に対し支給する。	分計画の速やかな決定に努めることとし、1次配分については、迅速性に重きを置いた配分を行うため1か月以内を目途に決定することとする。 市町は、自ら直接受入れた義援金及び <u>県</u> 、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会から送金された義援金を、公平に被災者に対し支給する。					
223~ 224~ 225	第31節 廃棄物の処理計画 <table border="1"> <tr> <td>第3項 ごみの処理</td> <td>市町、被災者等、 県（循環型社会推進課、環境課）</td> </tr> </table> <p>1 市町 市町は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、必要に応じて、災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場や処理施設を確保する。 <u>（追加）</u></p> <p>また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。 (1)～(11)（略）</p>	第3項 ごみの処理	市町、被災者等、 県（循環型社会推進課、環境課）	第31節 廃棄物の処理計画 <table border="1"> <tr> <td>第3項 ごみの処理</td> <td>市町、被災者等、 県（循環型社会推進課、環境課、<u>県民協働課</u>）</td> </tr> </table> <p>1 市町 市町は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、必要に応じて、災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場や処理施設を確保する。 <u>ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</u></p> <p>また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。 (1)～(11)（略）</p>	第3項 ごみの処理	市町、被災者等、 県（循環型社会推進課、環境課、 <u>県民協働課</u> ）	国基本計画にて修正
第3項 ごみの処理	市町、被災者等、 県（循環型社会推進課、環境課）						
第3項 ごみの処理	市町、被災者等、 県（循環型社会推進課、環境課、 <u>県民協働課</u> ）						
231~ 232	第34節 病虫害防除、動物の管理等計画 <table border="1"> <tr> <td>第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等</td> <td>市町、 県（生活衛生課）</td> </tr> </table> <p>県及び市町は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。 また、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第26条に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講じる。</p>	第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等	市町、 県（生活衛生課）	第34節 病虫害防除、動物の管理等計画 <table border="1"> <tr> <td>第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等</td> <td>市町、 県（生活衛生課）</td> </tr> </table> <p>県及び市町は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。 また、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講じる。</p>	第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等	市町、 県（生活衛生課）	誤記修正
第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等	市町、 県（生活衛生課）						
第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等	市町、 県（生活衛生課）						
243	第39節 生活再建対策 <table border="1"> <tr> <td>第1項 被災者生活再建支援金</td> <td>国、市町、 県（危機管理防災課）</td> </tr> </table> <p>県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市町等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を行うこととする。 <u>（追加）</u></p>	第1項 被災者生活再建支援金	国、市町、 県（危機管理防災課）	第39節 生活再建対策 <table border="1"> <tr> <td>第1項 被災者生活再建支援金</td> <td>国、市町、 県（危機管理防災課）</td> </tr> </table> <p>県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市町等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を行うこととする。 <u>また、県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明の交付に係る事務の市町向け説</u></p>	第1項 被災者生活再建支援金	国、市町、 県（危機管理防災課）	国基本計画に
第1項 被災者生活再建支援金	国、市町、 県（危機管理防災課）						
第1項 被災者生活再建支援金	国、市町、 県（危機管理防災課）						

頁	修正前	修正後	備考
243	<p>さらに、居住する自治体の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。</p>	<p><u>明会を実施するとともに、その実施に当たっては、Web会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。</u></p> <p>さらに、居住する自治体の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。</p>	<p>て修正</p>